

**「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」
報告書**

社団法人日本精神保健福祉士協会
神奈川県精神保健福祉士協会

2010年3月

はじめに	3
「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」報告	
1 調査の目的	4
2 方法	4
3 結果	4
資料1 モデル調査票	5
4 考察	9
資料2 神奈川県的人口と世帯	11
資料3 神奈川県における精神障害者保健福祉手帳所持者数	13
資料4 市町村が独自に実施しているサービス一覧	14
障害者手帳で受けられるサービス一覧	
1 全国一律に実施されているサービス	18
2 神奈川県が独自に実施しているサービス	21
3 民間企業が実施しているサービス	23
4 市町村が独自に実施しているサービス	
1. 交通・移動に関するもの	29
2. 住まいに関するもの	37
3. 助成金に関するもの	43
4. その他の市町村独自サービス	53
おわりに	57

はじめに

2005（平成17）年の障害者自立支援法成立に伴う精神保健福祉法の改正により、2006（平成18）年10月から精神障害者保健福祉手帳にも本人であることを証するために写真を貼付することになった。厚生労働省は、写真貼付がないことで本人確認が難しいため、公共機関の割引などが得られにくいことを改正の趣旨としていた。

従来、身体障害者手帳、療育手帳により得られる割引や助成制度と精神障害者保健福祉手帳により得られる割引や助成制度との間に格差があり、精神障害者にとっては、同じ障害者でありながら公平性に欠けるものであった。格差を生み出した一つの理由が、写真貼付であった。写真貼付を機に、精神障害者保健福祉手帳でも他の2つの手帳と同等の割引や助成制度が受けられ、精神障害のある人の生活の充実がより図られることが求められる。

そこで、本協会では、障害者手帳による割引や助成制度に障害種別間でどのような差異があるのか、また、地域間でどのような差異がある

のか、その実態を明らかにし、障害種別間での格差を埋め、精神障害者保健福祉手帳制度に基づく福祉サービスの拡充に向けた基礎的な資料を作成することとした。

まず、同一県内においてどの程度の差異があるか、大都市もあり、田園地帯も残る神奈川県をモデル県とし、調査を実施することとした。市町村が実施している割引や助成制度を中心に、民間企業等で行っている割引やサービスについても可能な範囲で調査することとした。また、調査で得られた情報は、神奈川県内で精神障害のある人の支援に携わる精神保健福祉士及び、関係者にも今後の神奈川県内での精神障害者保健福祉手帳制度に基づく福祉サービス拡充に向け役立てていただけるよう、各市町村独自のサービスなど、多岐にわたり回答をいただくことにした。

今回、神奈川県内全ての市町村よりご協力をいただき、回答を得ることができたことにより、貴重な資料を作成することができた。改めて感謝申しあげたい。

社団法人日本精神保健福祉士協会
神奈川県精神保健福祉士協会

「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」報告

1 調査の目的

障害者手帳を持つことによって受けられるサービスは、税金の控除や生活保護の障害者加算、交通機関の割引、その他地方自治体や民間企業が独自に行っているサービスがあるが、その全体を把握することはなかなか難しい。さらに、障害の種類によって受けられるサービスに差がある。特に精神障害者は、JRの運賃割引を受けられないことを始め、他障害に比べて受けられるサービスが少ないと言われているが、全体は把握されていない。

そこで今回、神奈川県精神保健福祉士協会と協力し、モデル調査として神奈川県の全市町村を対象にアンケートを行い、障害者手帳を持つことによって受けられる障害ごとのサービスの実態を調査した。それによって、障害者手帳サービスの全容を把握し、障害の種類によるサービスの差や市町村による格差などを明らかにしようとした。今後の精神障害者保健福祉手帳(以下精神保健福祉手帳と記す)制度に基づく福祉サービス拡充に向けた基礎的なデータとなる。

また、調査結果から、福祉サービスの現場において活用できる「障害者手帳を持つことによって受けられるサービスの一覧表」の作成を試みている。神奈川県内での精神障害者に対する福祉サービスの拡充に向けた基本的な情報として活用する。

2 方法

2009年12月上旬、神奈川県内の33の市町

村へアンケート用紙を送付し、12月25日までに郵送によって回収した。

調査項目は、手帳を持つことによって受けられるサービスを、サービスの種類(公共交通機関、民間交通機関、公営住宅、公共施設、助成金等、その他のサービス)に分け、さらに障害者手帳の種類(精神保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳)に分けて記入してもらった。サービス内容は、対象となる障害者手帳の等級、割引率や上限、サービスを受けられる条件など、できるだけ具体的に記載していただいた。そのほかに、サービスに関する情報公開の範囲と方法、手帳所持者数などについても調査した。

3 結果

神奈川県内の33のすべての市町村から回答を得ることができた。回答の記載方法の違いがある場合には、サービス一覧表を送付して、できる範囲で記載を訂正していただいた。

サービスの実施状況は下記のとおりである。

1. 公共交通機関・移動に関するサービス

JRをはじめとする民営の鉄道会社については、身体障害と知的障害には運賃が半額になるサービスがある(P23)。神奈川県では、民間バス会社についても鉄道と同様のサービスが受けられる(P23)。タクシー会社については、各都道府県のタクシー協会や個人タクシー協同組合が1割引きサービスを実施している。これらの共通サービスは、一部のタクシー会社のサービスを除いて身体障害と知的障害が対象となっている(P24)。

資料 1

障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査票

I. 障害者手帳のサービスの情報公開について

サービスの情報公開の方法、範囲等についてお答えください。

	回答方法	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1 サービス一覧表の有無	有 (○) 無 (×)			
2 掲載内容の範囲	選択	国・県・市町村	国・県・市町村	国・県・市町村
3 掲載の方法	選択	書面・WEB	書面・WEB	書面・WEB
4 提供頻度 (書面「有」のみ回答)	選択	発行時に常に提供	要求に応じて提供	提供していない

II. 公共交通機関について

回答方法	具体的な内容を記入。
回答方法例	[対象]○級以上 [賃料]無料、○割引 [その他]乗車券の配布 (○円分を○回分) など

【市町村独自のもの】市町村独自で取り組む「公共交通機関の手帳サービス」について、具体的内容をお答えください。

	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
5 電車			
6 バス			
7 タクシー			
8 その他交通機関			

【民間企業が実施するもの】民間企業が取り組む「公共交通機関の手帳サービス」について、分かる範囲で具体的にお答えください。

	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
9 電車			
10 バス			
11 タクシー			
12 その他交通機関			

III. 公営住宅 (市町村営住宅)

回答方法	具体的な内容を記入。
回答例	[対象]○級以上 [家賃等]○割引 [抽選]当選率・抽選回数の増加 など

市町村営の公共住宅の手帳サービスについて具体的にお答えください。

	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
13			

IV. 公共施設

回答方法	「有」の場合は「○」のみを記入、「無」の場合は理由を記入。
回答例	「無」の場合 ⇒ 公共施設がない。施設の減免をする予定はない。 など

公共施設の手帳サービス (減免、優先利用等) について「有無」をお答えください。

	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
14			

V. 有料道路

回答方法	具体的な内容を記入。ない場合は「無」を記入。
回答例	【対象】○級以上 【料金】無料、○割引 【その他】割引券の配布など

有料道路の手帳サービス (他都道府県・他市町の有料道路でのサービスも含む) をお答えください。

	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
15			

VI. 助成金等

回答方法	具体的内容を記入。ない場合は「無」を記入。
回答例	【対象】〇級以上 【内容】医療費の助成(上限〇円)、障害者手当て(〇円) など

市町村独自の手帳の所持を条件とする助成金についてお答えください。

		精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
16	重度障害者医療費助成			
17	タクシー券の交付			
18	ガソリン券の交付			
19	自立支援医療費助成			
20	手帳診断書料金助成			
21	福祉手当(在宅)			
22	福祉手当(入院・入所)			
23	就職支度金の給付			
24	通院交通費助成			
25	通所(施設等)交通費助成			
26	その他(サービス内容を自由記述)			

VII. その他のサービス

回答方法	具体的内容を記入。ない場合は「無」を記入。
回答例	研修会、講座の参加費無料 など

市町村独自の上記以外の手帳サービスについてお答えください。

		精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
27	上記(I～VII)以外のサービス			

VIII. 手帳の所持に関する状況

精神保健福祉手帳者数、自立支援医療受給者数についてお答えください。

28	精神保健福祉手帳の発行数	
29	自立支援医療の受給者数	
30	手帳の更新率(%で記入)	
31	自主的な申請か	本人() 本人以外()
32	写真貼付の制度化後の新規申請数	
33	写真貼付の制度化後に追加されたサービスは?	有(内容:) 無
34	(33で追加サービスあれば) 写真貼付がきっかけとなっているか?	はい(理由:) いいえ

貴市町村名	
ご記入者名	
部署名	
電話番号(内線番号)	()
FAX番号	

ご協力ありがとうございました。

有料道路については、管理団体の提供しているサービスとして、身体障害と知的障害に限って、通行料金が半額となっている（P25）。フェリーについては、全国の多くのフェリー会社が運賃の割引サービスを行っている。こちらもやはり身体障害と知的障害のみが対象である（P24）。

また、本調査集計では、上記の一律サービス以外に、各市町村が独自で行っているサービスを比較した（図1）。電車やバスについては、市町村営のサービスが実施されているところに限られているため、実施率が全体に低くなっている。その中で特筆すべきは、他の自治体は利用料の割引サービスにおいて、利用回数等の上限を設けているところがほとんどの中で、横浜市は市営地下鉄と市内運行バスも全障害に渡って制限がなく利用料無料となっていることである（P29）。

タクシーについては、9割以上の自治体で独自のサービスを行っていた（P30）。初乗り運賃程度のタクシー券を1か月につき3～7枚配布している。精神障害も対象となっている自治体は3分の2程度である。また、自家用車の使用の際、ガソリン券を配布している自治体が半

数以上あり、そのうちの半分は精神障害も対象となっていた。タクシー券かガソリン券か、いずれかを選択するようになっているところが多かった（P34）。

2. 公営住宅

神奈川県営の住宅については、入居申し込みの当選率が通常よりも高くなる優遇サービスと、家賃の減額サービスがある（P22）。市町村営の住宅については、約6割の自治体で入居申し込みの当選率が高くなる優先入居や、入居条件の緩和が行われていた（図2及びP37参照）。そのうちほとんどすべての自治体で精神障害も対象となっていた。サービスのない自治体が公営住宅を持っているかどうかについては、今回の調査では不明であった。

グループホーム、ケアホームの家賃補助は、4自治体が行っていた。実情にあわせ、身体障害は対象となっていないところが多かった。

その他、住まいに関するサービスとしては、住宅改修費や保証人のいない人への支援、宿泊施設利用料、粗大ゴミ収集料、給食などへの助成を行っているところがあった。上下水道料金の減免を行っているところは11自治体（精神

図1 公共交通機関に関する市町村独自サービスの実施状況

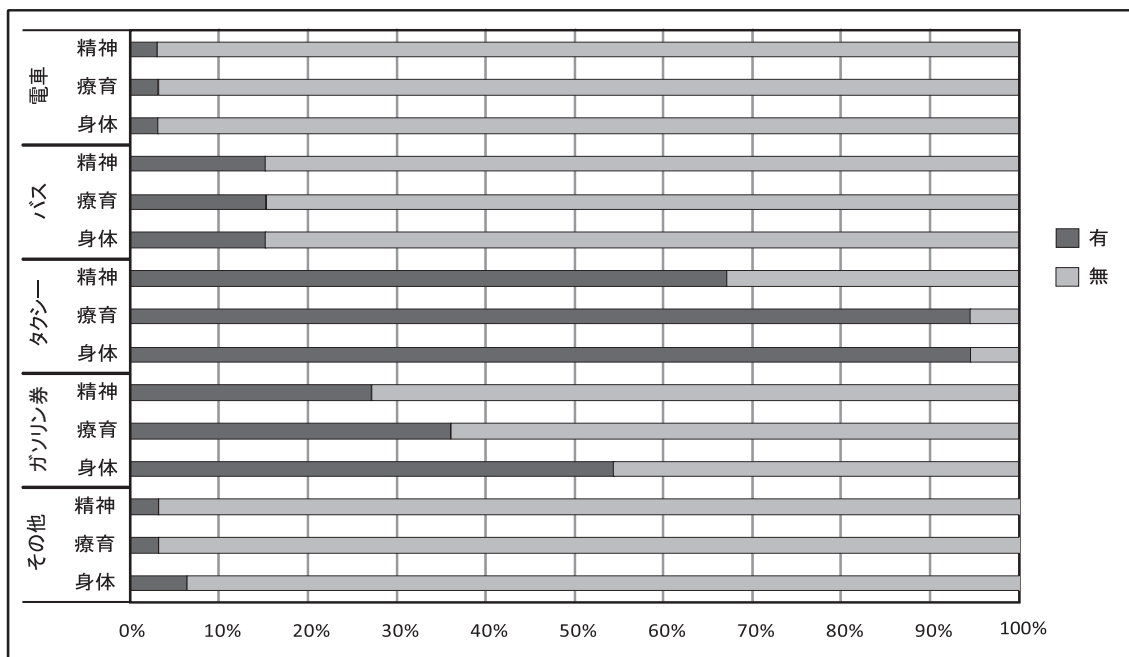


図2 市町村営住宅に関するサービスの実施状況

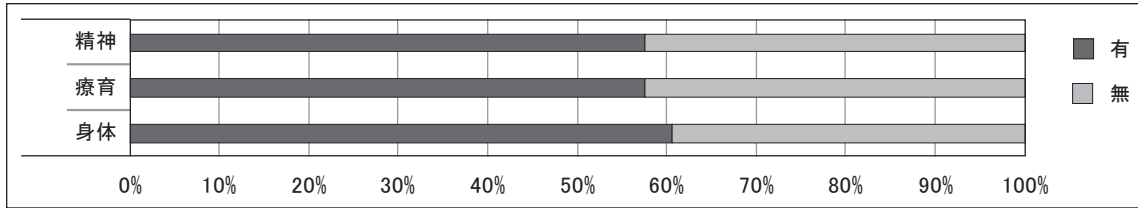
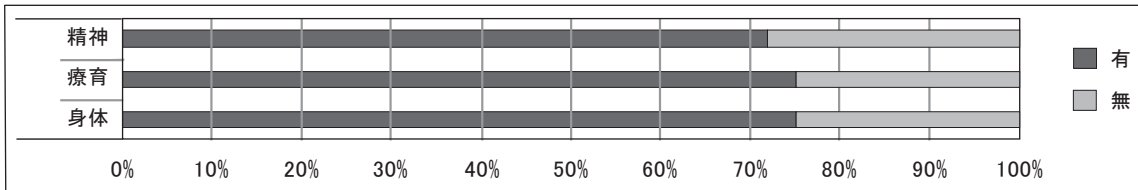


図3 公共施設に関するサービスの実施状況



障害もすべて対象)であった。

3. 公共施設

神奈川県営の公共施設では、入場料の割引を行っているところが多い。市町村営の公共施設(美術館や博物館、体育館や公園、入浴施設などの文化・スポーツ施設)については、7割以上の自治体が入場料の割引等を行っていた(図3参照)。そのほとんどすべてが精神障害も対象となっていた。サービスを実施していない自治体の一部では、公共施設を有していないところも含まれている。障害の種類によるサービスの違いはほとんどなかった。

4. 助成金等

国の実施している税金等の障害者控除や生活保護の障害者加算の他、神奈川県では「在宅重度障害者手当」があるが、精神障害は対象となっていない(P21)。

そのほか、市町村が実施している手当について述べると、重度障害者医療費助成については、すべての市町村で実施していたが、精神障害も対象としていたのは3分の1にあたる11市町村に過ぎない(P43)。また、28の市町村でさまざまな名称の福祉手当の助成を実施されていたが、そのうち6市町村は精神障害を対象としていなかった。精神障害に限り入院援護金を支給している自治体もあった。

福祉施設等への通所交通費を全額または一部助成する制度については、すべての市町村で実施されていた。精神障害はすべての自治体で対象とされていたが、逆に身体障害が対象から外れているところが5市町村あった。ただし、こちらは手帳を所持しなくてもサービスを受けられるところが少なくなかった(P50)。

5. その他のサービス

精神障害者が受けられるサービスで多かったのは、手帳診断書料の助成で4か所、続いて雇用奨励金(雇用主への助成)2か所と就労支度金1か所、運転免許取得の助成、紙おむつの支給など独自のサービスがあった。他障害よりも若干サービスが少ない傾向がみられる手帳診断書料については、知的障害は実質不要のため非対象で、障害に合わせられていることがわかる。

NHK料金や携帯電話の料金優遇についても、精神障害者が対象となっている。

6. 情報公開方法

33市町村のうち、32の市町村が、精神障害者向けのサービス一覧表を持っていると回答した。書面の一覧表は1か所を除いてすべてが持っており、ウェブサイト(WEB)で一覧を公開しているのは20市町村であった。一覧情報の公開範囲については、市町村サービス情報では25か所が載せていたが、県のサービス情報

は20か所、国の情報は13か所だけが載せていた。一元化された情報が入手しにくい場合もあると思われた。

情報公開については障害による違いは見られなかった。

7. 障害による格差

交通に関するサービスは、精神障害が対象となっていない場合が多かった。JRをはじめとする鉄道、バス、フェリー、有料道路、タクシーなど、民間企業の行う交通機関の割引サービスは、一部のタクシー会社を除いて、身体障害と知的障害に限られていた。自治体で行っているタクシー券やガソリン券の配布についても、精神障害が対象になっていないところがある。

手当に関しては、神奈川県の実施する在宅重度障害者手当は精神障害が対象になっていない他、市町村の実施する重度障害者医療費助成、その他の福祉手当についても精神障害が対象になっていないところが少なくなかった。

公営住宅の優先入居や、公共施設の入場料割引などは、障害による格差は見られなかった。福祉施設等への通所交通費の助成については、すべての市町村でサービスがあり、精神障害もすべて対象になっていた。逆に5市町村で身体障害が対象となっていなかった。グループホームの入居料助成や手帳診断書料金の助成については、身体障害や知的障害が対象となっていない場合もあった。

8. 地域による格差

市町村独自のサービスを比較すると、受けられるサービスの量や内容に大きなばらつきがあることが分かった。

横浜市は、市営地下鉄も市内を運行するバスも全障害に渡って利用料無料になるパスを配っている。東京都の都営交通無料パスと同様であるが、財源の少ないところでは実施が難しいサービスであると思われる。

その他のサービスについては、町村よりも大きな市の方がサービスの数や割引率などが大き

い傾向は若干あるものの、大きな格差は見られなかった。

4 考察

1. サービス提供の格差に関すること

(1) 市町村ごとによる格差

本調査では、大都市である横浜市が市営地下鉄等の障害者手帳の所持による利用料無料サービスを実施している特徴はあるものの、全体としては市町村の人口の多い市町村と少ない市町村との間でサービス内容の格差があるとは言えなかった。

一方、市町村の人口規模に関わらず、提供されるサービス内容は、各市町村により異なる傾向が多く見られる。これは、神奈川県に在住しながらも居住する市町村により受けられるサービスが異なるという視点から、市町村ごとの格差があると言える。

また、単に市町村ごとのサービス内容の比較だけでなく、それぞれの市町村の特徴を把握した上でのサービス内容の比較もされるべきであった。都市部か山間部か、交通網の有無、医療機関や福祉施設の有無等により、必要なサービスも異なると考えられるからである。しかし、本調査ではそうした情報の把握はせず、十分な考察には至らなかった。

(2) 障害種別の格差

障害種別により提供される市町村のサービスは、全体として精神保健福祉手帳の該当が少ない傾向がある一方で、格差はあるものの、3つの手帳で一律に提供されるサービスもあった。また、座間市のバスカードの支給や真鶴町の通所交通費の助成などについては、精神保健福祉手帳のみが該当になるなどの特徴が見られる。サービス内容を詳細に見ていくと、たとえば人工透析者については、透析のための通院に必要なタクシー券やガソリン券の配布など交付目的が明確なものがある。こうした現状を踏まえる

と、同様に精神障害の場合も、継続的な通院やデイケアへの通院等の交通費等については必要である等、障害に合わせたサービスを拡充していくことが求められる。

交通機関に関しては、民間の割引サービスによるところが大きく、精神保健福祉手帳が該当しないため、顕著な格差が見受けられる。交通移動に関する負担が軽減され、活動の選択肢が広がることは障害者の社会参加の促進に寄与するものである。従って現行の精神保健福祉手帳に基づくサービスは、他障害の障害者手帳と比較して不足していると言わざるを得ない。

2. 障害者手帳の価値とあり方について

(1) 権利とサービスという視点

これまで手帳で受けられるさまざまな助成や制度には、一律に「サービス」という表現をしてきた。しかし、その本質を考えると、障害者の生活を保障する「権利」と、自らが選択する「サービス」という2つの視点がある。

生活を保障する「権利」と見るのであれば、施策として市町村ごとや障害種別による格差はあるべきものでなく、情報提供も確実に行われることが求められる。

一方、自らが選択する「サービス」として提供されるものであれば、必ずしも画一的に提供される必要はないとも考えられる。

ただし、障害者の生活の保障における「権利」

としての議論は、障害者自立支援法やその他さまざまな助成や制度が障害者手帳を必須としない状況からも、障害者手帳のみで検討されるべきではなく、障害者を取り巻く全体の状況から検討されるべきものとする。

(2) 手帳制度のあり方

市町村独自のサービス、国や県によるサービス、民間によるサービスを全体的に見ると、療育手帳、身体障害者手帳と比較し、精神保健福祉手帳に基づく福祉サービスが不足している現状があり、格差の是正は必要であるとする。

しかし、本来は障害者一人ひとりに必要なサービスは障害種別を3種類に分けるような簡単なものではない。それぞれの障害者手帳の生まれる背景や歴史の違いによるところが大きいと考えられるが、障害特性に応じたサービス内容の充実を図りながらも、サービスを受けることで結果として障害の違いにかかわらず同等の生活を送れるようなものでなければならない。

また、障害者が利用する福祉サービスには「生活を補う」視点と「生活をより豊かにする」視点が必要である。障害者手帳のあり方については、単に障害種別による格差やサービスの充足を求めるだけでなく、障害者個人が本来必要とするサービスや制度を利用できるような仕組みについて、障害者自立支援法等との関係性も理解しながら、建設的に検討されるべきだと考える。

資料 2

神奈川県の人ロと世帯

2010（平成 22）年 4 月 1 日現在

（平成 17 年国勢調査確定数を基準人口とした推計人口）

市区町村	世帯数	人ロ			前1か月の人口増減の内訳			1世帯 当たり 人員	人口密度 (1 k m ²)
		総数	男	女	計	自然 増減	社会 増減		
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人
県計	3,841,011	9,008,743	4,533,997	4,474,746	4,437	689	3,748	2.35	3,729
市部計	3,724,347	8,705,382	4,385,048	4,320,334	4,711	747	3,964	2.34	4,812
郡部計	116,664	303,361	148,949	154,412	-274	-58	-216	2.60	500
横浜市	1,582,149	3,672,985	1,841,658	1,831,327	1,599	243	1,356	2.32	8,398
鶴見区	123,759	271,224	141,163	130,061	791	-7	798	2.19	8,162
神奈川区	112,139	231,085	118,220	112,865	684	28	656	2.06	9,677
西区	48,156	93,231	46,972	46,259	207	10	197	1.94	13,243
中区	76,169	146,120	77,134	68,986	-443	-27	-416	1.92	7,005
南区	92,377	197,071	98,172	98,899	52	-42	94	2.13	15,554
港南区	89,739	221,349	110,144	111,205	-187	25	-212	2.47	11,140
保土ヶ谷区	90,174	205,732	102,817	102,915	-155	-37	-118	2.28	9,390
旭区	100,874	249,302	123,142	126,160	257	-45	302	2.47	7,608
磯子区	71,578	163,336	80,690	82,646	-70	-26	-44	2.28	8,520
金沢区	86,992	209,354	103,402	105,952	-435	-35	-400	2.41	6,751
港北区	152,336	325,569	165,065	160,504	1	62	-61	2.14	10,368
緑区	71,306	176,015	87,316	88,699	-23	38	-61	2.47	6,897
青葉区	120,378	302,824	149,648	153,176	181	120	61	2.52	8,618
都筑区	75,811	199,695	100,819	98,876	437	113	324	2.63	7,150
戸塚区	109,665	273,714	136,140	137,574	296	52	244	2.50	7,644
栄区	50,654	124,808	61,377	63,431	-37	-25	-12	2.46	6,746
泉区	59,890	155,741	76,673	79,068	67	32	35	2.60	6,624
瀬谷区	50,152	126,815	62,764	64,051	-24	7	-31	2.53	7,390
川崎市	656,110	1,414,150	728,434	685,716	3,416	475	2,941	2.16	9,910
川崎区	105,577	216,826	116,703	100,123	636	2	634	2.05	5,530
幸区	70,114	153,923	79,195	74,728	668	63	605	2.20	15,316
中原区	115,124	230,111	119,883	110,228	244	106	138	2.00	15,654
高津区	99,821	215,287	109,572	105,715	129	99	30	2.16	13,159
宮前区	91,923	218,191	109,632	108,559	940	81	859	2.37	11,724
多摩区	102,734	211,634	110,479	101,155	413	85	328	2.06	10,329
麻生区	70,817	168,178	82,970	85,208	386	39	347	2.37	7,224
相模原市	299,634	712,604	360,076	352,528	-31	75	-106	2.38	2,167
緑区	69,241	174,588	88,598	85,990	-	-	-	2.52	688
中央区	111,092	265,077	135,449	129,628	-	-	-	2.39	7,197
南区	119,301	272,939	136,029	136,910	-	-	-	2.29	7,145
横須賀市	165,815	418,047	208,090	209,957	-948	-132	-816	2.52	4,152
平塚市	104,963	259,839	131,737	128,102	-36	-4	-32	2.48	3,832
鎌倉市	73,187	174,256	82,483	91,773	240	-62	302	2.38	4,400
藤沢市	172,477	408,161	203,901	204,260	496	28	468	2.37	5,872
小田原市	78,457	198,429	97,291	101,138	39	-5	44	2.53	1,739
茅ヶ崎市	93,933	234,412	115,758	118,654	43	10	33	2.50	6,564

市区町村	世帯数	人口			前1か月の人口増減の内訳			1世帯 当たり 人員	人口密 度 (1 km ²)
		総数	男	女	計	自然 増減	社会 増減		
	世帯	人	人	人	人	人	人	人	人
逗子市	24,226	58,894	27,832	31,062	103	-14	117	2.43	3,396
三浦市	18,447	48,415	23,494	24,921	-60	-19	-41	2.62	1,500
秦野市	69,894	170,114	87,095	83,019	-80	-15	-65	2.43	1,642
厚木市	94,534	225,242	117,603	107,639	-186	28	-214	2.38	2,401
大和市	96,901	225,875	113,855	112,020	98	41	57	2.33	8,347
伊勢原市	41,599	100,885	51,558	49,327	-53	17	-70	2.43	1,817
海老名市	50,418	127,130	64,524	62,606	21	28	-7	2.52	4,801
座間市	53,894	129,005	65,689	63,316	55	21	34	2.39	7,338
南足柄市	15,823	44,172	21,863	22,309	6	-1	7	2.79	574
綾瀬市	31,886	82,767	42,107	40,660	-11	33	-44	2.60	3,715
三浦郡葉山町	12,785	32,434	15,231	17,203	54	-9	63	2.54	1,901
高座郡寒川町	18,062	47,697	24,229	23,468	-41	4	-45	2.64	3,554
中郡	23,879	62,409	30,343	32,066	3	-18	21	2.61	2,374
大磯町	12,491	32,776	15,968	16,808	71	-10	81	2.62	1,904
二宮町	11,388	29,633	14,375	15,258	-68	-8	-60	2.60	3,264
足柄上郡	23,987	67,675	33,418	34,257	-77	-4	-73	2.82	223
中井町	3,364	10,013	5,049	4,964	-2	-1	-1	2.98	500
大井町	6,298	17,834	8,898	8,936	-76	-2	-74	2.83	1,238
松田町	4,518	11,663	5,749	5,914	-30	-7	-23	2.58	309
山北町	4,021	11,842	5,737	6,105	-18	-1	-17	2.95	53
開成町	5,786	16,323	7,985	8,338	49	7	42	2.82	2,488
足柄下郡	20,961	48,152	22,467	25,685	-126	-25	-101	2.30	342
箱根町	6,707	13,268	6,368	6,900	-51	-6	-45	1.98	143
真鶴町	3,302	8,233	3,860	4,373	-2	0	-2	2.49	1,173
湯河原町	10,952	26,651	12,239	14,412	-73	-19	-54	2.43	650
愛甲郡	16,990	44,994	23,261	21,733	-87	-6	-81	2.65	426
愛川町	15,778	41,462	21,439	20,023	-71	-2	-69	3	1,209
清川村	1,212	3,532	1,822	1,710	-16	-4	-12	3	50

出典：神奈川県人口統計調査結果「神奈川県の人口と世帯」

資料 3

神奈川県における精神障害者保健福祉手帳所持者数

2010（平成 22）年 2 月 28 日現在

手帳等級別承認件数（人）

市 町	1 級	2 級	3 級	合計
横浜市	2,206	9,341	5,757	17,304
川崎市	831	3,371	1,882	6,084
横須賀市	345	1,481	610	2,456
平塚市	233	739	289	1,261
鎌倉市	162	522	147	831
藤沢市	341	1,137	438	1,916
小田原市	90	348	159	597
茅ヶ崎市	176	513	231	920
逗子市	47	148	66	261
相模原	572	2,202	1,003	3,777
三浦市	43	118	36	197
秦野市	107	454	190	751
厚木市	191	533	215	939
大和市	112	475	231	868
伊勢原市	66	263	69	398
海老名市	80	332	133	545
座間市	55	382	276	713
南足柄市	15	80	27	122
綾瀬市	43	171	85	299
葉山町	24	64	31	119
寒川町	34	123	57	214
大磯町	22	64	27	113
二宮町	18	59	23	100
中井町	1	11	9	21
大井町	9	31	11	51
松田町	7	17	5	29
山北町	7	21	6	34
開成町	1	22	9	32
箱根町	3	7	7	17
真鶴町	7	15	5	27
湯河原町	13	52	27	92
愛川町	44	107	42	193
清川町	13	13	9	35
合計	2,881	10,504	4,523	17,903

※ 横浜市は 2009（平成 21）年 3 月 31 日現在

※ 合計は横浜市と川崎市を除いた数値

資料 4

市町村が独自に実施しているサービス一覧（数字は掲載されているページです）

No.	市町村名	交通移動にかんするもの															住まいに			
		電車			バス			タクシー券			ガソリン券			その他			公営住宅			
		精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	
1	横浜市	29	29	29	29	29	29		30	30								37	37	37
2	川崎市				29	29	29		30	30								37	37	37
3	横須賀市							30	30	30	34	34	34					37	37	37
4	鎌倉市				29	29	29	31	31	31	34	34	34	37	37	37				
5	逗子市															37				37
6	三浦市								31	31										
7	葉山町								31	31			34					37	37	37
8	相模原市							31	31	31	34	34	34					37	37	37
9	厚木市							31	31	31		35	35							
10	大和市							31	31	31	35	35	35					38	38	38
11	海老名市							31	31	31										
12	座間市				29			32	32	32	35	35	35					38	38	38
13	綾瀬市				30	30	30	32	32	32	35	35	35							
14	愛川町							32	32	32	35	35	35					38	38	38
15	清川村							32	32	32		35	35							
16	平塚市							32	32	32								38	38	38
17	藤沢市							32	32	32								38	38	38
18	茅ヶ崎市								32	32			35							
19	秦野市								33	33			36					38	38	38
20	伊勢原市								33	33		36	36					38	38	38
21	寒川町								33	33										
22	大磯町							33	33	33										
23	二宮町							33	33	33										
24	南足柄市							33	33	33			36					38	38	38
25	中井町							33	33	33	36	36	36					38	38	38
26	大井町							33	33	33										
27	松田町							33	33	33			36					39	39	39
28	山北町							33	33	33								39	39	39
29	開成町							33	33	33			36							
30	小田原市							34	34	34								39	39	39
31	箱根町					30	30	34	34	34	36	36	36					39	39	39
32	真鶴町																	39	39	39
33	湯河原町								34	34										

関するもの			助成金に関するもの											市町村独自サービス			No.	市町村名	
住宅改修費			上下水道			重度障害者			福祉手当			通所交通費							
精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳		
39	39	39					43	43	46			50					53	1	横浜市
39	39	39					43	43	46	46	46	50						2	川崎市
		39	41	41	41		43	43	46	46	46	50	50	50	53	53	53	3	横須賀市
		40				43	43	43	46	46	46	50	50	50				4	鎌倉市
							43	43	46	46	46	50	50	50	53	53	53	5	逗子市
			41	41	41		43	43		46	46	50	50	50				6	三浦市
			41	41	41	43	43	43	47	47	47	50	50	50	54	54	54	7	葉山町
40	40	40				43	43	43	47	47	47	51	51	51	54	54	54	8	相模原市
						43	43	43	47	47	47	51	51	51				9	厚木市
							44	44	47	47	47	51	51	51	54	54	54	10	大和市
40	40	40				44	44	44	47	47	47	51	51	51			54	11	海老名市
40	40	40	41	41	41		44	44		47	47	51	51	51				12	座間市
							44	44	47	47	47	51	51	51				13	綾瀬市
40	40	40	42	42	42		44	44	48	48	48	51	51	51	54		54	14	愛川町
							44	44	48	48	48	51	51	51	54	54	54	15	清川村
		40	42	42	42	44	44	44	48	48	48	51	51	51				16	平塚市
40	40	40	42	42	42	44	44	44	48	48	48	52	52	52				17	藤沢市
			42	42	42	44	44	44	48	48	48	52	52	52			54	18	茅ヶ崎市
40	40	40	42	42	42		44	44	48	48	48	52	52	52	55	55	55	19	秦野市
41	41		42	42	42		44	44	49	49	49	52	52	52			55	20	伊勢原市
41	41					45	45	45	49	49	49	52	52	52				21	寒川町
						45	45	45				52	52	52				22	大磯町
						45	45	45	49	49	49	52	52	52				23	二宮町
			43	43	43		45	45	49	49	49	52	52	52	55		55	24	南足柄市
							45	45		49	49	52	52	52	55		55	25	中井町
							45	45		49	49	52	52	52				26	大井町
	41	41					45	45				53	53				55	27	松田町
							45	45				53	53	53				28	山北町
							45	45		49	49	53	53	53			55	29	開成町
							45	45	49	49	49	53	53	53	55	55	55	30	小田原市
	41	41					45	45		49	49	53	53	53			55	31	箱根町
							45	45		50	50	53						32	真鶴町
							45	45				53	53					33	湯河原町

障害者手帳で受けられるサービス一覧

1 全国一律に実施されているサービス	
1. 所得税・住民税・相続税の障害者控除	18
2. 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免	19
3. 個人事業税の非課税・減免	20
4. 生活保護の障害者加算	21
2 神奈川県が独自に実施しているサービス	
1. 神奈川県在宅重度障害者等手当	21
2. 重度障害者住宅改修費助成	22
3. 県営住宅の優遇入居	22
4. 県営住宅家賃の減額	22
5. 県営施設（文化・スポーツ等）使用料の減免	23
3 民間企業が実施しているサービス	
1. 電車（JR・私鉄）	23
2. バス	23
3. タクシー	24
4. フェリー	24
5. 航空	25
6. 有料道路	25
7. 携帯電話の料金優遇	26
8. NHK 料金の優遇	27
4 市町村が独自に実施しているサービス	
1. 交通・移動に関するもの	29
2. 住まいに関するもの	37
3. 助成金に関するもの	43
4. その他の市町村独自サービス	53

1 全国一律に実施されているサービス

1. 所得税・住民税・相続税の障害者控除

【対象条件】

所得税、住民税……納税者自身が障害者である場合、または、控除対象配偶者および扶養親族のうち障害者がいる場合

相続税……相続または遺贈により財産を取得した本人が障害者である場合

【内容】

	障害者控除	特別障害者控除
対象者	① 3～6級の身体障害者手帳を持っている方 ② 知的障害者更生相談所・児童相談所等で知的障害の判定を受けた方（療育手帳 B1・B2） ③ 2・3級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方	① 1・2級の身体障害者手帳を持っている方 ② 知的障害者更生相談所・児童相談所等で重度の知的障害の判定を受けた方（療育手帳 A1・A2） ③ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
所得税 住民税	所得金額から控除される金額（所得税） 所得金額から 27 万円を控除（住民税） 所得金額から 26 万円を控除 本人の所得が 125 万円以下のときは非課税	所得金額から控除される金額（所得税） 所得金額から 40 万円を控除（住民税） 所得金額から 30 万円を控除 本人の所得が 125 万円以下のときは非課税 ※配偶者控除または扶養親族が同居の特別障害者に該当する場合、配偶者控除額または扶養控除額に加算した額が併せて控除される （所得額） 35 万円 （住民税） 23 万円
相続税	相続税額から控除される金額 相続開始時の年齢（1 年未満切り捨て）から 70 歳に達するまでの年数に 6 万円を乗じた金額を控除	相続税額から控除される金額 相続開始時の年齢（1 年未満切り捨て）から 70 歳に達するまでの年数に 12 万円を乗じた金額を控除
	※控除不足額がある場合は、その控除不足額は適用を受ける障害者の扶養義務者の相続税額から控除される	

【問い合わせ先】

所得税（確定申告の場合）、相続税……税務署

住民税……居住する市町村役場 税担当課

2. 自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

【減免の対象障害】 *原則として在宅の方に限る

障 害 の 区 分		障 害 の 等 級 別	
身体障害者手帳	視覚障害	1級から3級までの各級、4級の1	
	聴覚障害	2級、3級	
	音声機能障害	3級	
	平衡機能障害	3級、5級	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1級から6級までの各級	
	体幹機能障害	1級から3級までの各級	
	幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（一上肢のみに運動機能がある場合を除く）
		移動機能	1級から6級までの各級
	心臓機能障害	1級、3級、4級	
	じん臓機能障害	1級、3級、4級	
	呼吸器機能障害	1級、3級、4級	
	ぼうこうまたは直腸機能障害	1級、3級、4級	
	小腸機能障害	1級、3級、4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	
療育手帳	A1、A2		
精神障害者保健福祉手帳	1級		

【減免の対象となる自動車】

自家用車（リース車を除く）

自動車を所有する（取得）する人	自動車を専ら運転する人
障害者	障害者
	障害者と生計を一にする人
	身体障害者等のみで構成される世帯の障害者を常時介護する人
障害者と生計を一つにする人	障害者
	障害者と生計を一つにする人

※「障害者と生計を一にする人」とは、障害者と同居している人および障害者の住所地からおおむね半径2キロメートル以内に居住する親族をいう。

※ただし、半径2キロメートル以上に居住していても生計を一にしていることが確認できれば登録できる。

【申請に必要なもの】

- 障害者本人が自動車を所有（取得）し運転する場合
 - ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳
 - ② 運転免許証
 - ③ 自動車検査証
 - ④ 印鑑（所有者のもの）
 - ⑤ 自動車の使用に関する申し出書（障害者または代理人の印が必要）

⑥ ⑤の申出書による自動車の使用目的が確認できる書類

(例：通院証明書、診察券および医療費の領収書または薬の袋、通学証明書、学生証、自立支援医療受給証など)

○ 上記以外の場合

※①から⑥に加えて

⑦ ア 障害者と同居している場合

障害者・所有者・運転者の方の同居が確認できる住民票の写し等

イ ア以外の場合

親族であることを確認できる戸籍謄本等(②から④のうち、住所の変更があった場合で、減免申請時までに住所の変更手続きが出来ない場合は、別途、住民票の写しが必要になる)

【申請期限】

・新たに取得する自動車について自動車税・自動車取得税の減免を受けられる方は、自動車税・自動車取得税の申告の日(車の登録の日)から、ひと月を経過するまで

・すでに所有している自動車について自動車税の減免を受けられる方は、自動車税の納期限(5月31日)まで(その後も随時受けられる)

※自動車税については、申請の翌月から減免(年度によって変更)

※自動車取得税については登録時(税申請)から減免

【減免額】

申請期限までに申請された場合は、自動車税、自動車取得税とともに全額免除になる。

※限度額 自動車税 : 45,000円

自動車取得税 : 150,000円(自家用車)

申請期限後に申請された場合、自動車税のみ申請した翌月から月割りにより計算した金額が減免となる(自動車取得税は減免にならない)

【障害者福祉施設入所者の自動車税・自動車取得税の減免について】

福祉施設に入所している障害者が帰宅や通院等のために、日常的に使用している家族の自動車は、次の①、②のいずれも満たす場合、減免の対象になる。

① 福祉施設等に入所している障害者と生計を一にしている方の自動車

② 福祉施設等に入所している障害者のために、継続的に週1日以上使用している自動車

【問合せ先】

自動車税・自動車取得税……最寄りの県税事務所、自動車税管理事務所・同支所または税務課
軽自動車税……居住する市町村役場 税担当課

3. 個人事業税の非課税・減免

個人事業税については、それぞれの理由に該当する場合に、減額または免除されることがある。

・両目の視力が0.06以下で、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の事業を個人で行っている人は事業税が非課税になる。

・身体障害者手帳1～4級で事業を個人で行っている人は、事業税が5,000円減免される。

【問合せ先】

最寄りの県税事務所

4. 生活保護の障害者加算

生活保護を受給し、障害者手帳を所持している人の場合、通常の保護費に障害者加算が算定される。

【障害者加算の対象】

- ① 障害等級表の1級もしくは2級または国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害者（症状が固定している者および症状が固定してはいるが障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた後1年6か月を経過した者に限る）。
- ② 障害等級表の3級または国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害者（症状が固定している人および症状が固定してはいるが障害の原因となった傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた後1年6か月を経過した人に限る）。ただし、①に該当する人を除く。

【加算額（月額）】

		上記①に該当する人	上記②に該当する人
在宅者	1級地	26,850円	17,890円
	2級地	24,970円	16,650円
	3級地	23,100円	15,400円
入院患者または社会福祉施設もしくは介護施設の入所者		22,340円	14,890円

（注）社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設（自閉症児施設を除く）、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設もしくは肢体不自由児療護施設または老人福祉法（昭和38年法律第133号）にいう老人福祉施設をいい、介護施設とは介護保険法（平成9年法律第123号）にいう介護保険施設をいうものであること。

2 神奈川県が独自に実施しているサービス

1. 神奈川県在宅重度障害者等手当

※ 2010（平成22）年度に制度改正があり、大幅に対象者が変更される予定。

次頁の表は、2009（平成21）年度現在の対象条件。

【対象者および支給条件】

4月1日現在で神奈川県内に1年以上住んでいる障害者で、表中の障害程度に該当する人。ただし、次の人は対象にならない。

- ① 4月1日現在で施設等（老人保健施設は除く）に入所している人
- ② 知的障害を伴わず65歳以上で新たに身体障害者手帳を取得した人

【障害の程度および支給額】

A	①身体障害者手帳1・2級かつ知能指数35以下	年額60,000円
B	①身体障害者手帳1・2級 ②知能指数35以下 ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	年額35,000円
C	①身体障害者手帳3級 ②知能指数40以下 ③身体障害者手帳4級かつ知能指数50以下	年額25,000円

2. 重度障害者住宅改修費助成

【対象者】

- ①身体障害者手帳1・2級の方
- ②知能指数35以下（療育手帳A1・A2）の人
- ③身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下（療育手帳B1）の人

【対象箇所】

浴室、便所、台所、手すりの取り付け、床段差の解消、廊下等の改修（アプローチ部分の舗装を含む）。

【助成金】

40万円を限度として、別に定める自己負担額を除いた額で、1人1回に限る。ただし、新築、増築、老朽化を理由とする改修の場合は、この制度の適用はない。世帯の所得により、助成額は異なる。

3. 県営住宅の優遇入居

【対象者】

県営住宅の入居資格があつて、申込人、同居人または同居しようとする親族が次のいずれかの場合

- ①身体障害者手帳1～4級を持っている人
- ②重度・中度の知的障害があると判定された人（療育手帳A1・A2・B1）
- ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級を持っている人

【内容】

入居申し込みの際、当選率が通常申込みの3倍（新築の場合5倍）

4. 県営住宅家賃の減額

【対象者】

入居者または入居者と生計を一にする同居親族が次のいずれかに該当する場合

- ①身体障害者手帳1・2級の人、精神障害者保健福祉手帳1級の人または重度知的障害があると判定された人（療育手帳A1・A2）
- ②身体障害者手帳3・4級の人、精神障害者保健福祉手帳2級の人または中度の知的障害があると判定された人（療育手帳B1）

【内容】

- ①に該当 ⇒ 入居している住宅の基本家賃額の1/2が減額
 - ②に該当 ⇒ 入居している住宅の基本家賃額の1/5が減額
- ※ただし、減額後の家賃が3,000円以下になる場合は3,000円を限度額とする。

5. 県営施設（文化・スポーツ等）使用料の減免

⇒詳細については各施設にお問い合わせのこと。

3 民間企業が実施しているサービス

1. 電車（JR・私鉄）

① JR の全線運賃割引

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人に対し、次の通り運賃が割引。

【利用方法】

乗車券を購入する窓口には身体障害者手帳または療育手帳を提示（専用乗車券を購入）。

※ 12歳以上の第1種障害者が介護者と共に利用する場合、片道100kmまでに限り、自動券売機で小児乗車券をそれぞれ購入して、改札口や社内検札の際に手帳を提示すること。

なお、自動改札機を設置している改札口では有人改札口を通ること。

【内容】

	適用範囲	種類	割引率	備考
第一種障害者	障害者が単独で利用する場合 (片道101km以上の区間)	普通乗車券	5割引	
	介護者と共に利用する場合 (距離の制限なし)	普通乗車券 定期乗車券 回数券 急行券	本人・介護者 共に5割引	定期乗車券のうち12歳未満の小児乗車券は割引されず介護者のみ5割引
第二種障害者	障害者が単独で利用する場合 (片道101km以上の区間)	普通乗車券	5割引	
	介護者と共に利用する場合 (12歳未満の障害児が介護者と共に利用する場合)	定期乗車券	介護者のみ 5割引	

【問合せ先】 JR 東日本旅客鉄道株式会社

② 私鉄運賃の割引

JR 運賃に準じた取扱い（詳細は各駅窓口へ）。

2. バス

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人で、単独でバスに乗車する場合、手帳の提示により運賃の割引を受けることができる（※神奈川県のみ有効。但し、他自治体でも同様の施策がある

場合は有効になる場合あり)。

第1種障害者または12歳未満の障害児が介護者とともに利用する場合には、介護付乗車券を交付(※神奈川県のみ有効)。

【内容】

区分	種類	適用範囲	割引率
普通乗車券	介護付乗車券	①第1種障害者 ②知能指数35以下の判定を受けた人(療育手帳A1、A2) ③12歳未満の障害児	5割
	単独乗車券	知的障害の判定を受けたことがあり、療育手帳を持っていない人	5割
定期券	介護用	普通乗車券と同じ	3割
	単独券	普通乗車券と同じ	3割

【申請に必要なもの】

印鑑、身体障害者手帳または療育手帳

【申請窓口】

各市町村役場

3. タクシー

身体障害者手帳または療育手帳所持を乗車時に乗務員に提示することで、運賃の割引を受けることができる。会社によっては、精神障害者手帳や特定疾患患者への割引もあり。

【内容】

乗車時に手帳を提示することで、運賃の1割を割引く

【問い合わせ先】

神奈川県内の各タクシー会社 または

(社)神奈川県タクシー協会 TEL.045-241-3577 FAX.045-241-3581

(一般社)神奈川タクシーセンター TEL.045-252-0300(相談課) FAX.045-241-0525

神奈川県個人タクシー協同組合 TEL.045-755-2121

4. フェリー

障害者手帳を提示することで、運賃の割引を受けられる場合がある。サービス状況については、各フェリー会社に問合せのこと。

*参考までに、各会社のウェブサイト(WEB)内に障害者割引運賃について記載があったものを表記した。表記のない会社についても割引される可能性があるため、直接会社に問い合わせのこと。

(社)日本旅客船協会 TEL.03-3265-9681(代表)

【神奈川県内のフェリー会社(社団法人日本旅客船協会WEBより)】

出港先	会社名	TEL	FAX	割引表示
川崎港	川崎ポートサービス株式会社	044-266-6161	044-266-6166	WEBなし

出港先	会社名	TEL	FAX	割引表示
横浜港	株式会社ケーエムシーコーポレーション	045 -290 -8377	045 -504 -3079	×
	京浜フェリーボート株式会社	045 -201 -0821 (予約)	045 -201 -9534	×
	株式会社ブルームーンマリーン	045 -263 -1455	045 -263 -2564	×
	株式会社ポートサービス	045 -671 -7719	045 -671 -7729	×
	株式会社村本海事	045 -781 -8736 (代表)	045 -781 -8240	×
	株式会社横浜八景島	045 -788 -8888 (電話インフォ)	0120 -17 -4848	×
	株式会社ロイヤルウイング	045 -662 -6125	045 -664 -3110	×
横須賀港	株式会社トライアングル	046 -825 -7144 (代表)	046 -825 -7143	×
葉山港	株式会社葉山マリーナ	046 -875 -2670 (代表)	046 -876 -1146	×
宮ヶ瀬湖	財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	046 -288 -3600 (代表)	046 -288 -3961	○
真鶴港	株式会社湘南クルーズ	0465 -68 -3255 (代表)	0465 -68 -4833	×
相模湖	相模湖遊船協同組合	042 -684 -2131 (代表)	042 -684 -2135	×
芦ノ湖	箱根観光船株式会社	0465 -32 -6830	0465 -32 -6870	×
久里浜港	東京湾フェリー株式会社	046 -830 -5622	046 -830 -5625	○

5. 航空

身体障害者手帳または療育手帳を持っている方が、国内の定期航空路線を利用する場合、航空券販売窓口到手帳を提示することで、運賃の割引を受けられる。

詳細については、各航空会社に問合せのこと。

【内容】

区 分	割 引 対 象
12歳以上の第1種障害者が介護者と共に、または単独で利用する場合	本人および介護者1名
12歳以上で第2種障害者が利用する場合	本人のみ

※割引率については各航空会社によって異なる。

【問い合わせ先】

各航空会社

○ JAL 国内線ご予約・ご購入・ご案内

TEL.0570 -025 -071 (有料) 受付時間：午前7時～午後8時まで (年中無休)

FAX.0120 -747 -606

東京 TEL.03-5460-0522 名古屋 TEL.052-265-3369 大阪 TEL.06-6344-2355

○ ANA 国内線予約・案内センター

ナビダイヤル (有料) TEL.0570 -029 -222 受付時間：24時間

FAX.0120 -029 -606

東京 TEL.03-6741-8800 名古屋 TEL.052 -586 -8870 大阪 TEL.06-7637-8800

6. 有料道路

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が有料道路を利用する場合、あらかじめ申請することで、通行料金の割引を受けることができる。

【対象】

- 本人運転の場合 → 身体障害者手帳を持っている人（特に制限はなし）
介護者運転の場合 → 身体障害者手帳または療育手帳を持っている第1種障害者

【内容】

障害者が日常使用する自動車（障害者1人につき1台／営業用または法人名義の自動車は除く）で有料道路を利用する場合、通常料金の半額に割引きとなる。通常半額となるが、端数が生じる場合は、利用する有料道路の計算単位により10円単位または50円単位で切り上げるになることがある。

※有効期間は申請日から2回目の誕生日まで。

※更新は有効期間が終了する2か月前から手続きができる。

【申請に必要なもの】

○手帳での割引の場合

- ①身体障害者手帳または療育手帳
- ②車検証（障害者本人または本人の親族等が所有するもの、ただし、第1種障害者の方で自動車を所有していないときは、継続して日常的に介護している人のものでも対象となる）
- ③運転免許証（障害者本人が運転する場合）
- ④委任状（代理申請の場合のみ）

○ETC利用での割引の場合（①～④の他に以下のものが必要）

- ⑤ETCカードまたはETCパーソナルカード（原則として障害者本人名義のものに限る）
 - ⑥登録を希望する自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・説明書」
- ※二輪車は126cc以上の排気量であれば対象になる。

※更新の際にも上記のものが必要になる。

【申請窓口】

各市町村 福祉事務所、障害者担当窓口

【問い合わせ先】

- NEXCO 東日本お客さまセンター
ナビダイヤル（有料）TEL.0570-024-024 受付時間：24時間
PHS・IP電話 TEL.03-5338-7524
- NEXCO 西日本お客さまセンター
フリーコール TEL.0120-924-863 受付時間：24時間
有料 TEL 06-6876-9031

7. 携帯電話の料金優遇

障害者手帳の提示により、携帯電話の基本料金の割引を受けられる場合がある。

詳しくは、各携帯電話会社に問合せのこと。

【参考】

携帯電話会社	サービス名	TEL	FAX
ウィルコム	ハートフルサポート	TEL.0120-921-156 ウィルコム携帯から 116	0120-917-156

携帯電話会社	サービス名	TEL	FAX
Soft Bank モバイル	ハートフレンド割引	TEL.0800-919-0157 ソフトバンク携帯から 157	0120-919-397
NTT docomo (ドコモ)	ハーティ割引	TEL.0120-800-000 ドコモ携帯から 151	0120-245-130
au by KDDI (エーユー)	スマイルハート割引	TEL.0077-7-111 au 携帯から 157	

8. NHK 料金の優遇

次ページの「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となる。

【申請方法】 ※NHK WEB サイトより抜粋

①申請書に必要な事項を記入してください。

*申請書は自治体やNHKの窓口にあります。

*受信契約がお済でない方は受信契約もあわせてお申し込みください

②自治体に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。

*半額免除申請・市町村民税非課税の障害者での申請については、NHKの窓口でも申請を受け付けます。その際は、各種証明書類、障害者手帳、ご印鑑をご持参のうえ、最寄りのNHKの放送局または営業センターへお越しください。

【各種証明書類】・金額免除：住民票（世帯全員用）、市町村民税非課税証明書（世帯全員分）

・半額免除：住民票（世帯全員用）

③証明を受けた申請書をNHKにご提出（郵送）してください。

④NHKで免除事由を確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

【日本放送協会放送受信料免除基準】

	対 象	適 用 条 件
全額免除	公的扶助受給者	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ●ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ●中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉事業施設入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設に入所され自らテレビを持ちこまれている場合

	対 象	適 用 条 件
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病患者	戦傷病患者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第1款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

【問い合わせ先】

NHKふれあいセンター

TEL.0570-077-077 受付時間：午前9時～午後10時（土・日・祝日は午後8時まで）

FAX.03-5453-4000

4 市町村が独自に実施しているサービス

1. 交通・移動に関するもの

(1) 電車

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	【対象】1～3級 【内容】市営バス、市営地下鉄全線、金沢シーサイド全線および市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を利用する場合、無料	【対象】A1～B1級 【内容】市営バス、市営地下鉄全線、金沢シーサイド全線および市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を利用する場合、無料	【対象】1～4級 【内容】市営バス、市営地下鉄全線、金沢シーサイド全線および市内を運行する民営バス（一部市外区間を含む）を利用する場合、無料

(2) バス

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	【対象】1～3級 【内容】賃料無料	【対象】A1～B1級 【内容】賃料無料	【対象】1～4級 【内容】賃料無料
2	川崎市	◆市バス 【対象】1～3級、1級の介護者、6歳未満の介護者 【内容】特別乗車証（無料乗車証） ◆民間バス 【対象】1～3級、1級の介護者、12歳未満の介護者 【内容】バス回数券20,000円分（年額）1級の方は定期券も選択可能	◆市バス 【対象】判定を受けている人、IQ35以下の介護者、6歳未満の介護者 【内容】特別乗車証（無料乗車証） ◆民間バス 【対象】判定を受けている人、IQ35以下の介護者、12歳未満の介護者 【内容】バス回数券10,000円分（年額）IQ35以下の方は定期券も選択可能	◆市バス 【対象】1～6級、第1種の介護者、6歳未満の介護者 【内容】特別乗車証（無料乗車証） ◆民間バス 【対象】1～6級、第1種の介護者、12歳未満の介護者 【内容】バス回数券10,000円分（年額）第1種の方は定期券も選択可能
4	鎌倉市	【対象】1級（障害者本人の所得制限有） 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる	【対象】IQ35以下（障害者本人の所得制限有） 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる	【対象】1～3級かつIQ50以下（障害者本人の所得制限有） 【内容】5,000円のバス共通カード購入券を年間2枚 ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる
12	座間市	◆バス回数券 【対象】1級（バス回数券・タクシー券・ガソリン券から選択）。2、3級（タクシー券・バス回数券から選択） 【内容】1,000円/月	無	無

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
13	綾瀬市	◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】 障害者手帳所持者 【内容】 大人150円→100円、小人80円→50円	◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】 障害者手帳所持者 【内容】 大人150円→100円、小人80円→50円	◆コミュニティバス運賃の割引 【対象】 障害者手帳所持者 【内容】 大人150円→100円、小人80円→50円
31	箱根町	無	【対象】 第1種 (A1、A2) ……本人および介護者1名 第2種 (B1、B2) ……本人のみ 【内容】 5割引	【対象】 第1種 ……本人および介護者1名 第2種 ……本人のみ 【内容】 5割引

(3) タクシー券

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	無	【対象】 A1、A2の手帳所持者。B1かつ下肢、体幹、視覚、内部、移動機能障害で3級の手帳所持者 【内容】 1枚500円のタクシー利用券を年間84枚交付。(1乗車あたり7枚、月7枚を上限とする)	【対象】 下肢、体幹、視覚、内部、移動機能障害で1、2級の手帳所持者 【内容】 1枚500円のタクシー利用券を年間84枚交付(1乗車あたり7枚、月7枚を上限とする) ※人工透析で週3回以上通院している者については年間68枚交付
2	川崎市	無	【対象】 IQ35以下 【内容】 660円×72枚(年間)	【対象】 1、2級下肢・体幹・視覚・内部障害 【内容】 660円×72枚(年間) 【対象】 身体障害3級(下肢・体幹・視覚・内部)かつIQ50以下 【内容】 660円×72枚(年間) ※上記対象者となる方のうち、週3回以上、人工透析で通院している腎臓機能障害の人には、660円×120枚(年間)
3	横須賀市	【対象】 1級 【内容】 600円の利用券を月3枚支給(年間36枚) ※タクシーを利用できない特別な特別な理由がある場合は、自動車燃料給油券として交付可	【対象】 IQ35以下 【内容】 600円の利用券を月3枚支給(年間36枚) ※タクシーを利用できない特別な特別な理由がある場合は、自動車燃料給油券として交付可	【対象】 2級以上または3級かつIQ50以下(聴覚障害のみは除く。ただし障害名に「ろうあ」とある場合は含む) 【内容】 600円の利用券を月3枚支給(年間36枚) ※重度の腎機能障害で透析装置を使って血液透析を行っている人、上記の1.5倍、年間54枚交付(年度の途中で申請した場合は、月数に応じた枚数) ※タクシーを利用できない特別な特別な理由がある場合は、自動車燃料給油券として交付可

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
4	鎌倉市	<p>【対象】1級（障害者本人の所得制限有）</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月（年間48枚）</p> <p>※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択</p> <p>バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止</p> <p>平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>	<p>【対象】IQ35以下（障害者本人の所得制限有）</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月（年間48枚）</p> <p>※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択</p> <p>バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止</p> <p>平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>	<p>【対象1】1～3級かつIQ50以下（障害者本人の所得制限有）</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月（年間48枚）</p> <p>【対象2】上肢機能障害者および視覚障害者は、500円券の代わりに初乗運賃券（630円）を選択することができる</p> <p>【内容】3枚/月（年間36枚）</p> <p>※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択</p> <p>バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止</p> <p>平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>
6	三浦市	無	<p>【対象】A1、A2 IQが35以下</p> <p>【内容】600円のタクシー助成券を年間48枚交付</p>	<p>【対象】下肢、体幹機能、片半身、視覚障害2級以上および上肢、内部障害1級</p> <p>【内容】600円のタクシー助成券を年間48枚交付</p>
7	葉山町	無	<p>【対象】A以上（IQ35以下）</p> <p>【内容】乗車券の配布（600円×2枚/月）</p>	<p>【対象】1、2級、肢体障害のみ3級、3級+IQ50以下</p> <p>【内容】乗車券の配布（600円×2枚/月）</p>
8	相模原市	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】金券として利用できるチケット額面500円を月6枚交付</p>	<p>【対象】IQ35以下（A1、A2）</p> <p>【内容】金券として利用できるチケット額面500円を月6枚交付</p>	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】金券として利用できるチケット額面500円を月6枚交付</p>
9	厚木市	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】1級</p> <p>【内容】600円×4枚/月（年間48枚）支給</p> <p>※ガソリン券受給者は非該当</p>	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】A1、A2、IQ50以下で身体障害者手帳3級</p> <p>【内容】600円×4枚/月（年間48枚）支給</p> <p>※ガソリン券受給者は非該当</p>	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】1、2級（視覚、腎臓障害は3級まで）、または3級かつIQ50以下</p> <p>【内容】600円×4枚/月（年間48枚）支給</p> <p>※ガソリン券受給者は非該当</p>
10	大和市	<p>【対象】1級のみ</p> <p>【内容】年間24,000円分</p> <p>※ただし、ガソリン券かのいずれかを選択</p> <p>※自動車税減免を受けている人は非該当</p>	<p>【対象】A1、A2</p> <p>【内容】年間24,000円分</p> <p>※ただし、ガソリン券かのいずれかを選択</p> <p>※自動車税減免を受けている人は非該当</p>	<p>【対象】上肢、内部障害1級、または体幹、下肢、視覚障害1、2級</p> <p>【内容】年間24,000円分</p> <p>※ただし、ガソリン券かのいずれかを選択</p> <p>※自動車税減免を受けている人は非該当</p>
11	海老名市	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】500円分を月7枚（申請月以降年度分まとめて交付）</p>	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】療育手帳AまたはIQ35以下</p> <p>【内容】500円分を月7枚（申請月以降年度分まとめて交付）</p>	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】上肢・内部障害1級、特定疾患医療証所持者、視覚・下肢・体幹障害1、2級</p> <p>【内容】500円分を月7枚（申請月以降年度分まとめて交付）</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
12	座間市	<p>◆タクシー券</p> <p>【対象】1級（バスカード・タクシー券・ガソリン券から選択）、2・3級（タクシー券・バス券から選択）</p> <p>【内容】500円×1枚/月、100円×5枚/月</p>	<p>◆福祉タクシー券</p> <p>【対象】A1、A2、IQ35以下</p> <p>【内容】500円×1枚/月、100円×5枚/月</p> <p>※タクシー券・ガソリン券より選択</p>	<p>◆タクシー券</p> <p>【対象】視覚障害1、2級、肢体（上肢、下肢、体幹）障害1、2級（上肢は2級除く）</p> <p>【内容】500円×1枚/月、100円×5枚/月</p> <p>※タクシー券・ガソリン券から選択</p>
13	綾瀬市	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】年間20,000円分</p> <p>※1級はタクシー券、ガソリン券より選択</p>	<p>【対象】A1、A2もしくは能指数35以下</p> <p>【内容】年間20,000円分</p> <p>※「タクシー券」か「ガソリン券」を、どちらか選択</p>	<p>【対象】3級以上の下肢（2種除く）、体幹および視覚障害者、または2級以上の内部に係る障害者</p> <p>【内容】年間20,000円分</p> <p>※「タクシー券」か「ガソリン券」を、どちらか選択</p>
14	愛川町	<p>【対象】1級のみ</p> <p>【内容】タクシー券：500円×48枚交付</p> <p>※タクシー券かガソリン券のどちらかを選択</p>	<p>【対象】A1、A2</p> <p>【内容】タクシー券：500円×48枚交付</p> <p>※タクシー券かガソリン券のどちらかを選択</p>	<p>【対象】1、2級の視覚障害者、1級の肢体不自由者、1級の内部障害者</p> <p>【内容】タクシー券：500円×48枚交付</p> <p>※タクシー券かガソリン券のどちらかを選択</p>
15	清川村	<p>【対象】1級</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月交付（48枚限度/年）</p>	<p>【対象】A1、A2、B1かつIQ50以下</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月交付（48枚限度/年）</p>	<p>【対象】1級（視覚障害は2級）、3級かつIQ50以下</p> <p>【内容】500円の利用券を4枚/月交付（48枚限度/年）</p>
16	平塚市	<p>【対象】1級</p> <p>【内容】1回あたり600円券を年48枚（月4枚）支給</p>	<p>【対象】A1、A2</p> <p>【内容】1回あたり600円券を年48枚（月4枚）支給</p>	<p>【対象】下肢、体幹、視覚、内部障害で1級、2級</p> <p>【内容】1回あたり600円券を年48枚（月4枚）支給</p>
17	藤沢市	<p>【対象】手帳1級</p> <p>【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー（寝台自動車）は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額（通常3,010円、中型2,600円）</p>	<p>【対象】IQ35以下（療育手帳A1、A2）</p> <p>【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー（寝台自動車）は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額（通常3,010円、中型2,600円）</p>	<p>【対象】上肢・内部障害1級、下肢・体幹障害3級以上、視覚障害2級以上</p> <p>上記のいずれかの障害のある人</p> <p>【内容】1か月あたり600円券を3枚、300円券を2枚交付。みどりのタクシー（寝台自動車）は1か月あたり2枚交付。1回の乗車につき最大2,400円分まで使用可能。みどりのタクシーは1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額（通常3,010円、中型2,600円）</p>
18	茅ヶ崎市	無	<p>◆福祉タクシー制度</p> <p>【対象】IQ35以下、または療育手帳A1、A2</p> <p>【内容】基本料金分の助成を4回/月</p> <p>※施設入居者、自動車燃料費助成の助成を受けている方は利用できない</p>	<p>◆福祉タクシー制度</p> <p>【対象】下肢、体幹、視覚、内部障害の個別等級が1、2級</p> <p>【内容】基本料金の助成を4回/月（腎機能障害1級の方は8回/月）</p> <p>※施設入居者、自動車燃料費助成の助成を受けている方は利用できない</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
19	秦野市	無	【対象】IQ35以下（療育手帳A1、A2） 【内容】タクシー利用券（1枚500円）年間48枚交付	【対象】下肢・体幹・視覚障害1～2級 内部障害1級 下肢・体幹3級でその他の障害と合わせて2級以上 【内容】タクシー利用券（1枚500円）年間48枚交付（他96枚、60枚の交付あり）
20	伊勢原市	無	【対象】A1、A2（自動車燃料費との併用なし） 【内容】年間27,000円：500円券48枚、100円券30枚	【対象】内部障害1級、上肢・下肢・体幹機能・視覚障害1、2級（自動車燃料費との併用なし） 【内容】年間27,000円：500円券48枚、100円券30枚
21	寒川町	無	【対象】A1、A2 【内容】タクシー券の交付（初乗運賃分）月4枚×12か月＝48枚	【内容】タクシー券の交付（初乗運賃分）月4枚×12か月＝48枚
22	大磯町	【対象】1級 【内容】年間48枚 基本料金のみ	【対象】A1、A2 【内容】年間48枚 基本料金のみ	【対象】視覚障害1、2級、肢体障害1、2級、内部障害1級 【内容】年間48枚 基本料金のみ（人工透析 年間72枚）
23	二宮町	【内容】1、2級 【内容】基本料金免除の券を年間48枚が上限	【内容】A1、A2 【対象】基本料金免除の券を年間48枚が上限	【対象】下肢、体幹、視覚障害の1、2級、上肢、内部障害の1級 【内容】基本料金免除の券を年間48枚を限度とし配布
24	南足柄市	【対象】1級かつ市民税非課税世帯 【内容】タクシー利用券（基本料金）年間48枚（4枚/月）	【対象】A1、A2かつ市民税非課税世帯 【内容】タクシー利用券（基本料金）年間48枚（4枚/月）	【対象】1、2級かつ市民税非課税世帯（聴覚障害除く） *燃料助成対象者は対象外 【内容】3障害共通
25	中井町	【対象】町内在住で1、2級（在宅） 【内容】タクシー券500円券×35枚/年交付	【対象】町内在住でA1、A2級またはIQ35以下（在宅） 【内容】タクシー券500円券×35枚/年交付	①【対象】町内在住で1、2級または3級かつIQ50以下（在宅） 【内容】タクシー券500円券×35枚/年交付 ※人工透析者を除く ②【対象】人工透析者（1級） 【内容】500円券×105枚/年
26	大井町	【対象】在宅で1級 【内容】タクシー券交付 初乗り運賃相当分を最大年間24枚	【対象】在宅でA1、A2 【内容】初乗り運賃相当分を最大年間24枚	【対象】在宅で1、2級（聴覚障害除く） 【内容】初乗り運賃相当分を最大年間24枚
27	松田町	【対象】町内在住の手帳1級 【内容】初乗り運賃分のタクシー券を年間24枚交付	【対象】町内在住、療育手帳A1、A2 【内容】初乗り運賃分のタクシー券を年間24枚交付	【対象】町内在住の手帳1、2級（聴覚障害・上肢障害者を除く） 【内容】初乗り運賃分のタクシー券を年間24枚交付。ただし、じん臓機能障害の方は48枚交付
28	山北町	【対象】1、2級 【内容】初乗り相当分を助成、チケット制、年間36枚	【対象】A 【内容】初乗り相当分を助成、チケット制、年間36枚	【対象】1、2級 【内容】初乗り相当分を助成、チケット制、年間36枚
29	開成町	【対象】1、2級 【内容】初乗相当×36枚のタクシー券支給（初乗り相当分を助成）	【対象】A1、A2またはIQ35以下 【内容】初乗相当×36枚のタクシー券支給（初乗り相当分を助成）	【対象】1、2級 【内容】初乗相当×36枚のタクシー券支給（初乗り相当分を助成）

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
30	小田原市	【対象】 在宅で1級 【内容】 初乗運賃相当分の助成券を支給4枚/月（年間48枚が上限）	【対象】 在宅でA1、A2またはB1かつ身体障害者手帳3級以上 【内容】 初乗運賃相当分の助成券を支給（年間48枚が上限）	【対象】 在宅で1、2級または3級かつ療育手帳B1 【内容】 初乗運賃相当分の助成券を支給（年間48枚が上限）
31	箱根町	【対象】 1級 【内容】 500円券を7～78枚交付（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択	【対象】 A1、A2 【内容】 500円券を7～78枚交付（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択	【対象】 1、2級（聴覚と上肢障害の2級は除く） 【内容】 500円券を7～78枚交付（透析者は13～156枚）（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択
33	湯河原町	無	【対象】 A1、A2、IQ35以下	【対象】 1～3級

(4) ガソリン券

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
3	横須賀市	タクシー券、ガソリン券どちらも利用可 ※ガソリン券として利用する場合は条件あり	タクシー券、ガソリン券どちらも利用可 ※ガソリン券として利用する場合は条件あり	タクシー券、ガソリン券どちらも利用可 ※ガソリン券として利用する場合は条件あり
4	鎌倉市	【対象】 1級（障害者本人の所得制限あり） 【内容】 額面1,000円のチケットを交付。本人が車所有かつ運転者の場合は月2枚、家族が所有かつ運転の場合は月1枚 ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる	【対象】 IQ35以下（障害者本人の所得制限あり） 【内容】 1,500円の助成券を1枚/月（年間12枚） ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる	【対象】 1～3級かつIQ50以下（障害者本人の所得制限あり） 【内容】 1,500円の助成券を1枚/月（年間12枚） ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送料利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる
7	葉山町	無	無	【対象】 1、2級で自己所有の車を自ら運転される場合 【内容】 1か月10ℓを上限とする燃料券 ※タクシー券か燃料券のいずれかを選択
8	相模原市	【対象】 1、2級 【内容】 1,500円の助成券を1枚/月（年間12枚）	【対象】 A1、A2（IQ35以下） 【内容】 1,500円の助成券を1枚/月（年間12枚）	【対象】 1、2級 【内容】 1,500円の助成券を1枚/月（年間12枚）

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
9	厚木市	無	【対象】 A1、A2 または IQ50 以下で身体障害3級で生計を一にする家族が所有する車の場合 【内容】 1,200 円 / 月を毎月支給 ※タクシー券受給者は非該当	【対象】 ① 1～3 級で自己所有の車の場合 ② 1、2 級（視覚障害、腎臓障害は3級まで）、または IQ50 以下で身体障害3級で生計を一にする家族が所有する車の場合 【内容】 ① 1,200 円 × 2 枚 / 月を毎月支給 ② 1,200 円 / 月を毎月支給 ※タクシー券受給者は非該当 ※①、②はいずれかのみ
10	大和市	【対象】 1 級のみ 【内容】 年間 24,000 円分 ※ガソリン券ではなく月 2,000 円を上限にレシートで確認して振込（本人運転、本人所有者に限る） ※タクシー券かのいずれかを選択	【対象】 A1、A2 【内容】 年間 24,000 円分 ※ガソリン券ではなく月 2,000 円を上限にレシートで確認して振込（本人運転、本人所有者に限る） ※タクシー券かのいずれかを選択	【対象】 上肢、内部障害1級、または体幹、下肢、視覚障害1、2級のみ 【内容】 年間 24,000 円分 ※ガソリン券ではなく月 2,000 円を上限にレシートで確認して振込（本人運転、本人所有者に限る） ※タクシー券かのいずれかを選択
12	座間市	【対象】1 級（バスカード・タクシー券・ガソリン券から選択）。2、3 級（タクシー券・バス券から選択） 【内容】 1,000 円 × 1 枚	【対象】 A1、A2、IQ35 以下 【内容】 1,000 円 × 1 枚 / 月 ※タクシー券・ガソリン券より選択	【対象】 視覚障害1、2級、肢体（上肢・下肢・体幹）障害1、2級（上肢は2級除く） 【内容】 1,000 円 × 1 枚 / 月 ※タクシー券・ガソリン券から選択
13	綾瀬市	【対象】 1 級 【内容】 年間 20,000 円分 ※タクシー券・ガソリン券より選択	【対象】 A1、A2 または、IQ35 以下の方 【内容】 年間 20,000 円分 ※「タクシー券」か「ガソリン券」を、どちらか選択	【対象】 3 級以上の下肢、体幹および視覚に係る障害者、または、2 級以上の内部に係る障害者 【内容】 年間 20,000 円分 ※「タクシー券」か「ガソリン券」を、どちらか選択
14	愛川町	【対象】 1 級のみ「家族運転」 【内容】 1,000 円 × 12 枚交付 ※タクシー券、ガソリン券より選択	【対象】 A1、A2 「家族運転」 【内容】 1,000 円 × 12 枚交付 ※タクシー券、ガソリン券より選択	【対象】 1、2 級の視覚障害、1 級の肢体不自由、1 級の内部障害 【内容】 タクシー券：500 円 × 48 枚交付 ※タクシー券かガソリン券のどちらかを選択
15	清川村	無	【対象】 IQ35 以下と生計を同じくする者がその者のために家族が運転する場合 【内容】 2,000 円 / 月	【対象】 1、2 級の者が自ら運転、または生計を同じくする者がその者のために家族が運転する場合 【内容】 2,000 円 / 月
18	茅ヶ崎市	無	無	【対象】 下肢、体幹機能障害1、2級または上肢機能障害1級で自らが所有する自動車を自ら運転する人 【内容】 燃料費購入実費の半額を助成（上限 50 円 / 月） ※福祉タクシー助成を受けている人は対象外

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
19	秦野市	無	無	【対象】 下肢・体幹 1、2 級、内部障害 1 級 【内容】 自ら運転する場合、1 か月 25 ㍓まで助成 ※タクシー券か「燃料費」のどちらか
20	伊勢原市	無	【対象】 A1、A2。同居家族所有の車で、障害者のために家族が運転する場合（タクシー券との併用なし） 【内容】 1 ㍓ 50 円まで月 45 ㍓上限	【対象】 1～3 級で自己所有の車かつ自分で運転（タクシー券との併用なし） 【内容】 1 ㍓ 50 円まで月 45 ㍓上限
24	南足柄市	無	無	【対象】 1、2 級かつ市民税非課税世帯 *タクシー助成対象者は対象外 【内容】 30 円 / ㍓、月額 3000 円上限
25	中井町	【対象】 2 級以上 【内容】 1 ㍓につき 50 円の助成（上限 20 ㍓）	【対象】 A2 以上 【内容】 1 ㍓につき 50 円の助成（上限 20 ㍓）	【対象】 1～3 級（人工透析者除く） 【内容】 1 ㍓につき 50 円の助成（上限 20 ㍓） 【対象】 人工透析者（1 級） 【内容】 1 ㍓につき 50 円の助成（上限 60 ㍓）
27	松田町	無	無	◆燃料費助成 【対象】 下肢、体幹、視覚および内部障害で手帳 1、2 級の町内在住かつ自ら運転に限る 【内容】 上限額 1,500 円 / 月（ただし、腎臓機能障害の人 2,000 円 / 月）
29	開成町	無	無	【対象】 町内在住の本人または同居する家族が所有する自動車を自ら運転する身体障害者手帳 1、2 級（聴覚障害、上肢障害者を除く） 【内容】 自動車燃料費の助成（1 か月上限 1,500 円。人工透析は 2,000 円）
31	箱根町	【対象】 1 級 【内容】 1,000 円券を 2～18 枚交付（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択	【対象】 A1、A2 【内容】 1,000 円券を 2～18 枚交付（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択	【対象】 1、2 級（聴覚と上肢障害の 2 級は除く） 【内容】 1,000 円券を 2～18 枚交付（透析者は 3～36 枚）（ただし在宅者、申請式） ※「タクシー券」か「燃料券」のどちらかを選択

(5) その他

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
4	鎌倉市	<p>◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】1級（障害者本人の所得制限有） 【内容】300円の利用券を4枚/月（年間48枚） ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>	<p>◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】IQ35以下（障害者本人の所得制限有） 【内容】300円の利用券を4枚/月（年間48枚） ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>	<p>◆福祉有償運送料金助成制度 【対象】1～3級かつIQ50以下（障害者本人の所得制限有） 【内容】300円の利用券を4枚/月（年間48枚） ※①タクシー利用券（Q7、Q17に該当）②バス共通カード購入券（Q6に該当）③福祉有償運送利用券（Q8に該当）④自動車燃料費助成券（Q18に対応）のうち、いずれか1つを選択 バス共通カード購入券は平成21年度限りで廃止 平成22年度は①、③、④のうち一つを選択となる</p>
5	逗子市	無	無	◆ハンディキャブ運行サービス車いす利用者または寝たきりの高齢者（等級等制限有）無料

2. 住まいに関するもの

(1) 公営住宅に関するもの

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	<p>◆市営住宅 ① 【対象】1、2級 【内容】当選率優遇 ② 【対象】1～3級 【内容】単身入居を認める</p>	<p>◆市営住宅 ① 【対象】A1、A2、B1 【内容】当選率優遇 ② 【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】単身入居を認める ※ A1 ⇒ IQ20以下、 A2 ⇒ IQ21～35、B1 ⇒ IQ36～50、B2 ⇒ IQ51～75</p>	<p>◆市営住宅 ① 【対象】1～4級 【内容】当選率優遇 ② 【対象】1～4級 【内容】単身入居を認める</p>
2	川崎市	<p>【対象】1、2級 【内容】新築住宅公募時の当選率優遇</p>	<p>【対象】最重度～軽度の知的障害と判定された人 【内容】新築住宅公募時の当選率優遇</p>	<p>【対象】4級以上 【抽選】新築住宅公募時の当選率優遇</p>
3	横須賀市	<p>【対象】2級以上 【内容】3倍優遇</p>	<p>【対象】B1以上 【内容】3倍優遇</p>	<p>【対象】4級以上 【内容】3倍優遇</p>
5	逗子市	無	無	<p>【対象】手帳所持者 【内容】市営住宅に身体障害者用の住宅あり</p>
7	葉山町	<p>【対象】1、2級 【内容】町営住宅当選率2倍</p>	<p>【対象】1、2級 【内容】町営住宅当選率3倍</p>	<p>【対象】1～4級 【内容】町営住宅当選率4倍</p>
8	相模原市	<p>【対象】1級から3級 【内容】入居選考時に優遇あり</p>	<p>【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】入居選考時に優遇あり</p>	<p>【対象】1級から6級 【内容】入居選考時に優遇あり</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
10	大和 市	【内容】応募時の世帯収入の上限額の緩和	【内容】応募時の世帯収入の上限額の緩和	【内容】応募時の世帯収入の上限額の緩和
12	座間 市	【内容】所得制限により家賃控除あり	【内容】所得制限により家賃控除あり	【内容】所得制限により家賃控除あり
14	愛川 町	【内容】当選率の増加	【内容】当選率の増加	【内容】当選率の増加
16	平塚 市	優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅課住宅管理担当まで	優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅課住宅管理担当まで	優遇枠あり 細かい資格要件有 詳しくは平塚市役所建築住宅課住宅管理担当まで
17	藤沢 市	【対象】1、2級 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を主体とした家族であり、申込者の中で1級から4級までの身体障害者、重度・中度の知的障害者及び同程度の精神障害者と同居をしている方は障害者向住宅に応募可能。	【対象】A1、A2、B1 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を主体とした家族であり、申込者の中で1級から4級までの身体障害者、重度・中度の知的障害者及び同程度の精神障害者と同居をしている方は障害者向住宅に応募可能。	【対象】1～4級 【内容】 ◆障害者同居世帯優遇 当選率が通常申込の人より2倍 ◆障害者向住宅 申込者は原則、夫婦・親子を主体とした家族であり、申込者の中で1級から4級までの身体障害者、重度・中度の知的障害者及び同程度の精神障害者と同居をしている方は障害者向住宅に応募可能。
19	秦野 市	【対象】1～3級 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能（原則は世帯入居） ◆入居選考点数の加算	【対象】A1～B2 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能（原則は世帯入居） ◆入居選考点数の加算	【対象】1～4級 【内容】 市営住宅の入居について ◆収入制限の緩和 ◆単身入居可能（原則は世帯入居） ◆入居選考点数の加算
20	伊勢原 市	【対象】1、2級の人がある世帯 【内容】入居申し込みの際の当選率が一般より3倍相当（新築は5倍相当） （収入基準額を268,000円/月以下（一般世帯は200,000円/月以下））	【対象】A1～B1の人がある世帯 【内容】入居申し込みの際の当選率が一般より3倍相当（新築は5倍相当） （収入基準額を268,000円/月以下（一般世帯は200,000円/月以下））	【対象】1～4級の人がある世帯 【内容】入居申し込みの際の当選率が一般より3倍相当（新築は5倍相当） （収入基準額を268,000円/月以下（一般世帯は200,000円/月以下））
24	南足柄 市	手帳所持者は単身入居可	精神障害の程度に相当する場合、単身入居可	1～4級は単身入居可
25	中井 町	【対象】1～3級 【内容】町営住宅、募集時優先入居	【対象】精神障害1～3級と同程度の障害を有する人 【内容】町営住宅、募集時優先入居	【対象】1～4級 【内容】町営住宅、募集時優先入居
27	松田 町	【対象】1～3級 【内容】町営住宅、募集時優先入居	【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】町営住宅、募集時優先入居	【対象】1～4級 【内容】町営住宅、募集時優先入居

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
28	山北町	【対象】特に定めはないが、次の内容を満たす者を優先的に選考する 【内容】速やかに町営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、優先的に選考できる（ただし、事前審査あり）	【対象】特に定めはないが、次の内容を満たす者を優先的に選考する 【内容】速やかに町営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、優先的に選考できる（ただし、事前審査あり）	【対象】特に定めはないが、次の内容を満たす者を優先的に選考する 【内容】速やかに町営住宅に入居させる必要があると認めるものについては、優先的に選考できる（ただし、事前審査あり）
30	小田原市	【対象】1、2級 【内容】考査時の点数加算	【対象】A1、A2、B1 【内容】考査時の点数加算	【対象】1～4級 【内容】考査時の点数加算
31	箱根町	【対象】1級 【内容】町の規則で定める優先入居事項	【対象】A1、A2、B1、B2 【内容】町の規則で定める優先入居事項	【対象】1～4級 【内容】町の規則で定める優先入居事項
32	真鶴町	【内容】公営住宅法と同じく、精神障害1、2級に相当する場合、単身入居可	【内容】公営住宅法と同じく、1、2級は単身入居可	【内容】公営住宅法と同じく、1～4級は単身入居可

(2) 住宅改修費、保証人、グループホーム家賃・宿泊施設利用料、粗大ごみ収集料、給食など

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	◆横浜市民間住宅あんしん入居事業 【内容】家賃の支払い能力はあるものの、連帯保証人がいないために民間住宅の入居を断られてしまう人に対して、協力不動産店による住宅の斡旋と協力保証会社による家賃責務保証および市の既存施設による入居支援 ◆民間住宅あんしん入居事業保証料助成 【内容】「民間住宅あんしん入居事業」を利用する障害者に対して、初回入居保証料を助成する ◆粗大ゴミ処理手数料の免除 【対象】1級 【内容】粗大ごみ処理手数料の免除 ◆家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集 【対象】 【内容】家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集	◆横浜市民間住宅あんしん入居事業 【内容】家賃の支払い能力はあるものの、連帯保証人がいないために民間住宅の入居を断られてしまう人に対して、協力不動産店による住宅の斡旋と協力保証会社による家賃責務保証および市の既存施設による入居支援 ◆民間住宅あんしん入居事業保証料助成 【内容】「民間住宅あんしん入居事業」を利用する障害者に対して、初回入居保証料を助成する ◆粗大ゴミ処理手数料の免除 【対象】A1、A2、B1 かつ身体障害者手帳3級 【内容】粗大ごみ処理手数料の免除 ◆家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集 【対象】 【内容】家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集	◆横浜市民間住宅あんしん入居事業 【内容】家賃の支払い能力はあるものの、連帯保証人がいないために民間住宅の入居を断られてしまう人に対して、協力不動産店による住宅の斡旋と協力保証会社による家賃責務保証および市の既存施設による入居支援 ◆民間住宅あんしん入居事業保証料助成 【内容】「民間住宅あんしん入居事業」を利用する障害者に対して、初回入居保証料を助成する ◆粗大ゴミ処理手数料の免除 【対象】1、2級 【内容】粗大ごみ処理手数料の免除 ◆家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集 【対象】 【内容】家庭ごみ・粗大ごみの持ち出し収集
2	川崎市	◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、民間賃貸住宅を借りる際に、保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用し、協力不動産店や各支援団体による入居支援	◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、民間賃貸住宅を借りる際に、保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用し、協力不動産店や各支援団体による入居支援	◆川崎市居住支援制度 【対象者】手帳所持者・市内在住・支援団体の紹介を得られる人 【内容】家賃の支払ができる方で、民間賃貸住宅を借りる際に、保証人が見つからない場合に、市の指定する保証会社を利用し、協力不動産店や各支援団体による入居支援
3	横須賀市	無	無	◆住宅改修費助成

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
5	逗子市	無	無	◆住宅改修費助成
8	相模原市	◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ）	◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ）	◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ）
11	海老名市	【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月20,000円	【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月20,000円	【対象】ケアホーム、グループホーム及び福祉ホームに入居している障害者 【内容】月20,000円
12	座間市	◆粗大ごみ収集手数料の減免（1世帯5点まで） 【対象】1～3級	◆粗大ごみ収集手数料の減免（1世帯5点まで） 【対象】A1～B2	◆粗大ごみ収集手数料の減免（1世帯5点まで） 【対象】1～6級
14	愛川町	◆グループホーム、ケアホーム家賃助成	◆グループホーム、ケアホーム家賃助成	◆住宅設備改良費の助成 ①1,000,000円まで（天井走行式移動リフトの設置） 【対象】18歳以上65歳未満の方で、下肢または体幹機能障害2級以上で移動が困難な人 ②600,000円まで（環境制御装置の設置） 【対象】18歳以上の方で四肢機能障害2級以上の人 ③50,000円まで（視覚障害者用インターネットソフト購入） 【対象】1、2級の視覚障害の人
16	平塚市	無	無	◆障害者自立促進用具購入費助成 （ア）天井走行式移動リフトの設置 【対象】18歳以上65歳未満の下肢または体幹機能障害、1、2級の方で移動困難な人 【内容】福祉事務所長が必要と認めたものについて最高1,000,000円まで助成（世帯の所得による） （イ）環境制御装置 【対象】18歳以上で四肢体幹機能障害1、2級 【内容】福祉事務所長が認めたものについて、最高600,000円助成（世帯の所得による）
17	藤沢市	◆グループホーム 【対象】グループホームに入居している障害者 【内容】上限20,000円限度	◆グループホーム 【対象】グループホームに入居している障害者 【内容】上限20,000円限度	◆グループホーム 【対象】グループホームに入居している障害者 【内容】上限20,000円限度
19	秦野市	◆障害者給食サービス 【対象】1～3級 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達	◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達	◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
20	伊勢原市	◆グループホーム家賃助成	◆グループホーム家賃助成	無
21	寒川町	◆グループホーム家賃助成 【対象】 【内容】 10,000 円程度、家賃の 1/2 額 ※条件有り	◆グループホーム家賃助成 【対象】 【内容】 10,000 円程度、家賃の 1/2 額※条件有り	無
27	松田町	無	◆住宅設備改良費の助成 【対象】 A1、A2 【内容】 限度額 40 万円、自己負 担有	◆住宅設備改良費の助成 【対象】 1、2 級または 3 級かつ IQ50 以下 【内容】 限度額 40 万円、自己負 担有
31	箱根町	無	◆住宅設備改善に対する助成 【対象】 A1、A2、B1 かつ身体障 害 3 級 【内容】 一部または全額（ただし 介護保険優先）	◆住宅設備改善に対する助成 【対象】 1、2 級、3 級かつ病育 B1 【内容】 一部または全額（ただし 介護保険優先）

(3) 上下水道に関するもの

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
3	横須賀市	◆水道料金減免 【対象】 1 級 【内容】 基本使用量減免 ※手帳公布日に 65 歳未満の人に 限る ※生活保護受給世帯、施設入所 先は対象外	◆水道料金減免 【対象】 A1、A2（手帳がなく ても IQ35 の判定含む） 【内容】 基本使用量減免 ※手帳公布日に 65 歳未満の人に 限る ※生活保護受給世帯、施設入所 先は対象外	◆水道料金減免 【対象】 1、2 級または 3 級かつ IQ50 以下 【内容】 基本使用量減免 ※手帳公布日に 65 歳未満の人に 限る ※生活保護受給世帯、施設入所 先は対象外
6	三浦市	◆水道料金減免 【対象】 1 級の障害者で在宅の世帯 【内容】 基本使用料及び消費税相 当額について水道料金 7 割、下 水道料金 9 割減免	◆水道料金減免 【対象】 A1、A2、身体障害 3 級 かつ B1 【内容】 3 障害共通	◆水道料金減免 【対象】 1、2 級 【内容】 3 障害共通
7	葉山町	下水道使用量の減免 【対象】 1、2 級	下水道使用量の減免 【対象】 A1、A2 または B1	下水道使用量の減免 【対象】 1～3 級
12	座間市	◆水道料金減免 【対象】 1～3 級（所得制限有） ◆公共下水道料金減免 【対象】 1～3 級	◆水道料金減免 【対象】 A1～B2（所得制限有） 公共下水道料金減免 【対象】 A1～B2	◆水道料金減免 【対象】 1～3 級（所得制限有） ◆公共下水道料金減免 【対象】 1～3 級

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
14	愛川町	<p>◆町営水道減免 【対象】1級の手帳を所持している方がいる世帯で、町営税非課税または均等割りのみの課税世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成</p>	<p>◆町営水道減免 【対象】A1、A2の手帳を所持している方がいる世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成 ◆住宅設備改良費の助成 【対象】IQ35以下（A2程度以下の方）、3級の身体障害者手帳をお持ちの方で、かつIQ50以下（B1程度以下の方） 【内容】400,000円まで（玄関・台所・浴室・便所・廊下などの改良費）</p>	<p>◆町営水道減免 【対象】1、2級の手帳を所持している方がいる世帯 【内容】基本料金および基本料金の消費税分の助成 ◆住宅設備改良費の助成 ①400,000円まで（玄関・台所・浴室・便所・廊下などの改良費） 【対象】(1)身体障害者手帳1、2級、(2)IQ35以下（A2程度以下）、(3)3級の身体障害者手帳所持者で、かつIQ50以下（B1程度以下） ②1,000,000万円まで（天井走行式移動リフトの設置） 【対象】18歳以上65歳未満で、下肢または体幹機能障害2級以上で移動が困難な人 ③600,000円まで（環境制御装置の設置） 【対象】18歳以上で四肢機能障害2級以上の人 ④50,000円まで（視覚障害者用インターネットソフト購入） 【対象】1、2級の視覚障害</p>
16	平塚市	<p>◆下水道料金減免 【対象】1、2級 【内容】基本料金相当額減免</p>	<p>◆下水道料金減免 【対象】A1、A2、B1・B2かつ身体障害者手帳3級 【内容】基本料金相当額減免</p>	<p>◆下水道料金減免 【対象】1～3級かつ障害手帳B1・B2 【内容】基本料金相当額減免</p>
17	藤沢市	<p>◆下水道使用量の減免 【対象】1、2級 【内容】障害者本人が契約者75%減免、家族の場合50%減免</p>	<p>◆下水道料金減免 【対象】A1、A2、またはB1 【内容】障害者本人が契約者75%減免、家族の場合50%減免</p>	<p>◆下水道料金減免 【対象】1～3級 【内容】障害者本人が契約者75%減免、家族の場合50%減免</p>
18	茅ヶ崎市	<p>◆水道料金の減免 【対象】1級または、身体障害3級・療育手帳B1、B2、精神障害2級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相当額が減免</p>	<p>◆水道料金の減免 【対象】A1、A2または、身体障害3級、療育手帳B1、B2、精神障害2級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相当額が減免</p>	<p>◆水道料金の減免 【対象】1、2級または、身体障害3級・療育手帳B1、B2、精神障害2級のいずれか2つ以上が該当 【内容】基本料金および消費税相当額が減免</p>
19	秦野市	<p>◆上下水道料金の減免 【対象】1、2級 【内容】水道基本料金及び下水道基本料金が減免（市民税所得割非課税世帯に属している場合）</p>	<p>◆上下水道料金の減免 【対象】A1、A2 【内容】水道基本料金及び下水道基本料金が減免（市民税所得割非課税世帯に属している場合）</p>	<p>◆上下水道料金の減免 【対象】1、2級、身体障害者手帳3級で療育手帳B1 【内容】水道基本料金及び下水道基本料金が減免（市民税所得割非課税世帯に属している場合）</p>
20	伊勢原市	<p>◆下水道の減免</p>	<p>◆下水道の減免</p>	<p>◆下水道の減免</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
24	南足柄市	<p>◆水道料の助成</p> <p>【対象】以下のいずれかに該当者がいる障害者のみの世帯で、市民税非課税世帯（精神1級、療育A1・A2、身体1・2級、身体3級かつIQ50以下）</p> <p>【内容】基本料金×1.05</p>	<p>◆水道料の助成</p> <p>【対象】以下のいずれかに該当者がいる障害者のみの世帯で、市民税非課税世帯（精神1級、療育A1・A2、身体1・2級、身体3級かつIQ50以下）</p> <p>【内容】基本料金×1.05</p>	<p>◆水道料の助成</p> <p>【対象】以下のいずれかに該当者がいる障害者のみの世帯で、市民税非課税世帯（精神1級、療育A1・A2、身体1・2級、身体3級かつIQ50以下）</p> <p>【内容】基本料金×1.05</p>

3. 助成金に関するもの

(1) 重度障害者医療費助成

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	無	<p>【対象】IQ35以下または身体障害者手帳の交付を受けかつIQ50以下</p> <p>【内容】医療費の助成</p>	<p>【対象】2級以上</p> <p>【内容】医療費の助成</p>
2	川崎市	無	<p>【対象】A判定以上（もしくは身体障害3級+知的障害B1）</p> <p>【内容】保険医療費の自己負担額を助成</p>	<p>【対象】2級以上（もしくは身体障害3級+知的障害B1）</p> <p>【内容】保険医療費の自己負担額を助成</p>
3	横須賀市	無	<p>【対象】IQ35以下</p> <p>【内容】一部負担金の助成</p>	<p>【対象】1、2級または3級かつIQ50以下</p> <p>【内容】一部負担金の助成</p>
4	鎌倉市	<p>【対象】1、2級（所得制限有）</p> <p>【内容】医療保険費の自己負担額を助成</p>	<p>【対象】A1、A2（所得制限なし）B1（所得制限有）</p> <p>【内容】医療保険費の自己負担額を助成</p>	<p>【対象】1、2級（所得制限なし）3級、4級の一部（所得制限有）</p> <p>【内容】医療保険費の自己負担額を助成</p>
5	逗子市	無	<p>【対象】IQ35以下</p> <p>【内容】医療費の助成（上限なし）</p>	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】医療費の助成（上限なし）</p>
6	三浦市	無	<p>【対象】IQ35以下</p> <p>【内容】医療費の助成（上限なし）</p>	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】医療費の助成（上限なし）</p>
7	葉山町	<p>【対象】1級</p> <p>【内容】医療費の助成（障害者となった年齢が68歳以上の場合は除く）</p>	<p>【対象】A程度（またはIQ35以下）</p> <p>【内容】医療費の助成（障害者となった年齢が68歳以上の場合は除く）</p>	<p>【対象】1～2級、3級かつIQ50以下</p> <p>【内容】医療費の助成（障害者となった年齢が68歳以上の場合は除く）</p>
8	相模原市	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】保険診療としてうけたものの自己負担分（ただし、入院時の食事療養費、生活療養費を除く）全額支給</p>	<p>【対象】A1、A2（IQ35以下）</p> <p>【内容】3障害共通</p>	<p>【対象】1、2級</p> <p>【内容】3障害共通</p>
9	厚木市	<p>【対象】1級</p> <p>【内容】保険診療の自己負担分（ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く）全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり</p>	<p>【対象】A1、A2、B1</p> <p>【内容】保険診療の自己負担分（ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く）全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり</p>	<p>【対象】1～3級</p> <p>【内容】保険診療の自己負担分（ただし、入院時の食事療養費、高額療養費分を除く）全額支給 ※所得制限、年齢制限等あり</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
10	大和市	無	【対象】 A1、A2	【対象】 1、2級
11	海老名市	【対象】 1、2級 【内容】 保険診療の自己負担分を助成	【対象】 手帳所持者およびIQ75以下 【内容】 保険診療の自己負担分を助成	【対象】 1～3級 【内容】 保険診療の自己負担分を助成
12	座間市	無	【対象】 A1、A2 【内容】 自己負担3割と1割は無料 【対象】 B1、B2 【内容】 自己負担3割のうち1割が本人負担	【対象】 1、2級 【内容】 自己負担3割と1割は無料 【対象】 3、4級 【内容】 自己負担3割のうち1割が本人負担
13	綾瀬市	無	【対象】 A1、A2対象。または、IQ35以下 【内容】 保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成	【対象】 1、2級 【内容】 保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成
14	愛川町	無	【対象】 A1、A2 【内容】 医療費助成	【対象】 1、2級、3級かつ療育手帳B1 【内容】 医療費助成
15	清川村	無	【対象】 A1、A2、B1 【内容】 保険診療の自己負担分を助成	【対象】 1～3級 【内容】 保険診療の自己負担分を助成
16	平塚市	【対象】 1級 【内容】 保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費限度額の範囲に限る）を助成。	【対象】 IQ40以下の療育手帳所持者、IQ50以下かつ身体障害者手帳4級所持者 【内容】 保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費限度額の範囲に限る）を助成。	【対象】 1～3級、またはIQ50以下かつ身体障害者手帳4級所持者 【内容】 保険診療の自己負担分（ただし、高額療養費限度額の範囲に限る）を助成。
17	藤沢市	【対象】 1、2級の手帳所持者 【内容】 病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成	【対象】 A1、A2、B1の手帳所持者 【内容】 病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成	【対象】 1～3級の手帳を所持者、65歳以上で4級の一部の手帳所持者 【内容】 病院などで診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成
18	茅ヶ崎市	【対象】 1級 【内容】 県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成	【対象】 A1、A2またはIQ50以下かつ身体障害者手帳3級 【内容】 県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成	【対象】 1、2級または3級かつIQ50以下 【内容】 県内の協力医療機関で診察を受けた場合に、保険診療の自己負担分（入院時における標準負担額は除く）の全額助成
19	秦野市	無	【対象】 IQ35以下 【内容】 医療保険対象の自己負担分について助成	【対象】 1、2級または3級かつIQ50以下 【内容】 医療保険対象の自己負担分について助成
20	伊勢原市	無	【対象】 A1、A2（IQ35以下） 【内容】 保険対象医療費の自己負担分を助成	【対象】 1、2級または3級かつIQ50以下 【内容】 保険対象医療費の自己負担分を助成

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
21	寒川町	【対象】1級 【内容】保険診療自己負担分助成	【対象】B1以上、IQ50以下 【内容】保険診療自己負担分助成	【対象】1～3級の内部機能障害 【内容】保険診療自己負担分助成
22	大磯町	【対象】1、2級 【内容】保険診療のみ	【対象】B1 【内容】保険診療のみ	【対象】3、4級 【内容】保険診療のみ
23	二宮町	【対象】1、2級 【内容】医療費（保険診療のみ）助成	【対象】A1、A2 【内容】医療費（保険診療のみ）助成	【対象】1、2級 【内容】医療費（保険診療のみ）助成
24	南足柄市	無	【対象】A1、A2、3級かつIQ50以下 【内容】保険診療の自己負担分の助成	【対象】1～3級かつIQ50以下 【内容】保険診療の自己負担分の助成
25	中井町	無	【対象】A2以上 【内容】自己負担分を助成	【対象】2級以上、3級以上かつIQ50以下 【内容】自己負担分を助成
26	大井町	無	【対象】A1、A2 【内容】保険診療の自己負担分の助成	【対象】1～3級、IQ50以下 【内容】保険診療の自己負担分の助成
27	松田町	無	【対象】①IQが35以下、②IQが50以下で身体障害者手帳3級 【内容】医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成する（入院の食事療養費を除く）	【対象】①身体障害者手帳1、2級、②身体障害者手帳3級でIQが50以下 【内容】医療機関で保険診療を受ける場合、保険対象の自己負担部分について助成する（入院の食事療養費を除く）
28	山北町	無	【対象】A級 【内容】自己負担分を助成	【対象】1、2級 【内容】自己負担分を助成
29	開成町	無	【対象】A1、A2【内容】医療費の助成（保険対象の自己負担分を助成）	【対象】1、2級、または3級かつIQ35以下 【内容】医療費の助成（保険対象の自己負担分を助成）
30	小田原市	無	【対象】A1、A2 【内容】医療費の助成	【対象】1、2級 【内容】医療費の助成
31	箱根町	無	【対象】A1、A2、B1かつ身体障害3級 【内容】保険対象の自己負担分を助成	【対象】1～3級かつ療育B1 【内容】保険対象の自己負担分を助成
32	真鶴町	無	【対象】IQ35以下、身体障害3級およびIQ50以下 【内容】保険対象の自己負担分を助成	【対象】1～3級およびIQ50以下 【内容】保険対象の自己負担分を助成
33	湯河原町	無	【対象】IQ35以下・身体障害3級およびIQ50以下 【内容】未記入	【対象】1～2級・3級およびIQ50以下 【内容】未記入

(2) 福祉手当

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	<p>【対象】精神科病院または一般病院の精神科病棟に入院している精神障害者</p> <p>【内容】月 10,000 万円の入院援護金として支給</p> <p>※所得等の条件あり</p>	無	無
2	川崎市	<p>【対象】手帳の所持に基づかず</p> <p>【内容】入院援護金として支給</p>	<p>【対象】IQ35 以下</p> <p>【内容】35,000 円</p> <p>【対象】IQ40 以下</p> <p>【内容】25,000 円</p> <p>※入所は対象外</p>	<p>【対象】1、2 級</p> <p>【内容】35,000 円</p> <p>【対象】3 級</p> <p>【内容】25,000 円</p> <p>【対象】身体障害 1、2 級かつ IQ35 以下</p> <p>【内容】60,000 円</p> <p>【対象】身体障害 3 級かつ IQ50 以下</p> <p>【内容】35,000 円</p> <p>【対象】身体障害 4 級かつ IQ50 以下</p> <p>【内容】25,000 円</p> <p>※入所は対象外</p>
3	横須賀市	<p>◆在宅</p> <p>【対象】1 級</p> <p>【内容】月額 5,000 円</p> <p>【対象】2 級</p> <p>【内容】月額 4,000 円</p> <p>ただし、施設等に入所している人は除く</p>	<p>◆在宅</p> <p>【対象】IQ35 以下</p> <p>【内容】月額 5,000 円</p> <p>【対象】IQ50 以下</p> <p>【内容】月額 4,000 円</p> <p>ただし施設等に入所している人は除く</p>	<p>◆在宅</p> <p>【対象】1～3 級かつ IQ50 以下</p> <p>【内容】月額 5,000 円</p> <p>【対象】3 級</p> <p>【対象】月額 4,000 円</p> <p>ただし施設等に入所している人は除く</p>
4	鎌倉市	<p>◆在宅（入院も含む）</p> <p>【対象】1 級</p> <p>【内容】月額 2,500 円</p> <p>※入所はなし</p>	<p>◆在宅（入院も含む）</p> <p>【対象】IQ41 以上 50 以下</p> <p>【内容】月額 3,300 円</p> <p>【対象】IQ36 以上 40 以下</p> <p>【内容】月額 2,400 円</p> <p>【対象】IQ35 以下</p> <p>【内容】月額 2,500 円</p> <p>※入所はなし</p>	<p>◆在宅（入院も含む）</p> <p>【対象】1～3 級かつ IQ50 以下</p> <p>【内容】月額 2,500 円</p> <p>【対象】3 級、4 級かつ IQ50 以下</p> <p>【内容】月額 2,400 円</p> <p>※入所はなし</p>
5	逗子市	<p>◆在宅</p> <p>【対象】1 級</p> <p>【内容】月額 4,000 円</p> <p>【対象】2 級</p> <p>【内容】月額 3,000 円</p> <p>◆入院・入所</p> <p>月額 1 級 4,000 円、2 級 3,000 円</p> <p>※ただし施設等の入所者は除く</p>	<p>◆在宅</p> <p>【対象】IQ35 以下</p> <p>【内容】月額 6,000 円</p> <p>◆入院・入所</p> <p>IQ35 以下月額 6,000 円</p> <p>※ただし施設等の入所者は除く</p>	<p>◆在宅</p> <p>【対象】1、2 級、20 歳未満の 3 級の方</p> <p>【内容】月額 6,000 円</p> <p>【対象】3 級</p> <p>【内容】月額 5,000 円</p> <p>◆入院・入所</p> <p>1、2 級、20 歳未満の 3 級月額 6,000 円、3 級月額 5,000 円</p> <p>※ただし施設等の入所者は除く</p>
6	三浦市	無	<p>◆三浦市心身障害児手当</p> <p>※在宅のみ</p> <p>【対象】20 歳未満の在宅障害児で IQ50 以下</p> <p>【内容】月額 2,000 円を年 4 回支給</p>	<p>◆三浦市心身障害児手当</p> <p>※在宅のみ</p> <p>【対象】20 歳未満の在宅障害児で 1 級から 3 級</p> <p>【内容】月額 2,000 円を年 4 回支給</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
7	葉山町	◆在宅（入院も含む） 【対象】 重度は20歳以下、中度 【内容】 15,000円/年 【対象】 軽度 【内容】 10,000円/年 ※入所者は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】 重度は20歳以下、中度 【内容】 15,000円/年 【対象】 軽度 【内容】 10,000円/年 ※入所者は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】 重度は20歳以下、中度 【内容】 15,000円/年 【対象】 軽度 【内容】 10,000円/年 ※入所者は対象外
8	相模原市	◆在宅（入院も含む） 【対象】 ①重度：1、2級②中度：3級 【内容】 ①重度：月額5,000円 ②中度：月額3,000円 ※入所者は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】 ①重度：身体障害1、2級、IQ35以下、身体障害3級かつIQ50以下 ②中度：身体障害3級、IQ40以下、身体障害4級かつIQ50以下 【内容】 ①重度：月額5,000円 ②中度：月額3,000円 ※入所者は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】 ①重度：身体障害1、2級、IQ35以下、身体障害3級かつIQ50以下 ②中度：身体障害3級、IQ40以下、身体障害4級かつIQ50以下 【内容】 ①重度：月額5,000円 ②中度：月額3,000円 ※入所者は対象外
9	厚木市	◆在宅 【対象】 ①1級②2級 【内容】 年額①36,000円②26,000円 ◆施設入所 【対象】 ①1級②2級 【内容】 年額①34,000円②26,000円	◆在宅 【対象】 ①IQ50以下②IQ51～75 【内容】 年額①36,000円②26,000円 ◆施設入所 【対象】 ①IQ50以下②IQ51～75 【内容】 年額①34,000円②26,000円	◆在宅 【対象】 ①1、2級②3、4級 【内容】 年額①36,000円②26,000円 ◆施設入所 【対象】 ①1、2級②3、4級 【内容】 年額①28,000円②18,000円
10	大和市	◆在宅（入院も含む） 【対象】 1、2級ただし、国手当受給者、障害基礎年金受給者及び施設入所者を除く（所得制限あり） 【内容】 月3,000円	◆在宅（入院も含む） 【対象】 A1、A2、B1ただし、国手当受給者、障害基礎年金受給者及び施設入所者を除く（所得制限あり） 【内容】 月3,000円	◆在宅（入院も含む） 【対象】 1級から4級ただし、国手当受給者、障害基礎年金受給者及び施設入所者を除く（所得制限あり） 【内容】 月3,000円
11	海老名市	◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ（年額） 【内容】 1級 36,000円 2級 12,000円	◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ（年額） 【内容】 A：36,000円 B：12,000円	◆在宅・入院・入所共通 【対象】 非課税世帯のみ（年額） 【内容】 1、2級 36,000円 3級 12,000円
12	座間市	無	【対象】 B1、B2 【内容】 未記入	【対象】 4～6級 【内容】 未記入
13	綾瀬市	◆綾瀬市障害者愛護手当（在宅・入院・入所共通） 【対象】 1級 【内容】 15,000円 【対象】 2級 【内容】 9,000円	◆綾瀬市障害者愛護手当（在宅・入院・入所共通） 【対象】 A1、A2 【内容】 15,000円 【対象】 B1 【内容】 9,000円 【対象】 B2 【内容】 6,000円	◆綾瀬市障害者愛護手当（在宅・入院・入所共通） 【対象】 1、2級 【内容】 15,000円 【対象】 3、4級 【内容】 9,000円 【対象】 5、6級 【内容】 6,000円

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
14	愛川町	◆在宅のみ 【対象】 1級 【内容】 35,000円（年額） 【対象】 2級 【内容】 20,000円（年額） 【対象】 3級 【内容】 7,000円（年額）	◆在宅のみ 【対象】 A2程度以下 【内容】 35,000円（年額） 【対象】 B1程度以下 【内容】 20,000円（年額） 【対象】 B2程度以下 【内容】 7,000円（年額）	◆在宅のみ 【対象】 1, 2級。もしくは、3級かつ療育手帳 B1程度以下 【内容】 35,000円（年額） 【対象】 3, 4級。もしくは、5級かつ療育手帳 B2程度以下 【内容】 20,000円（年額） 【対象】 5, 6級 【内容】 7,000円（年額）
15	清川村	◆在宅のみ 【対象】 1級【内容】 30,000円 【対象】 2級【内容】 25,000円	◆在宅のみ 【対象】 A1、A2【内容】 30,000円 【対象】 B1【内容】 25,000円 【対象】 B2【内容】 15,000円	◆在宅のみ 【対象】 1級【内容】 30,000円 【対象】 2級【内容】 25,000円 【対象】 3級【内容】 20,000円 【対象】 4級【内容】 10,000円 【対象】 5級【内容】 7,000円 【対象】 6級【内容】 5,000円
16	平塚市	【対象】 精神障害者保健福祉手帳 1, 2級（施設等に入所している人は対象外） 【内容】 月額 3,000円を支給（振込は4か月に1回）	【対象】 IQ50以下（施設等の入所者は対象外） 【内容】 月額 3,000円を支給（振込は4か月に1回）	【対象】 身体障害者手帳 1～3級（施設等の入所者は対象外） 【内容】 月額 3,000円を支給（振込は4か月に1回）
17	藤沢市	◆在宅のみ 【対象】 1, 2級の手帳所持者で、市内に居住する 20歳未満の人、あるいは 20歳以上 65歳未満の人で、個人市町村民税が課税していない人 【内容】 月額 4,000円	◆在宅のみ 【対象】 A1、A2、B2の手帳所持者（IQ50以下）で、市内に居住する 20歳未満の人、あるいは 20歳以上 65歳未満の人で、個人市町村民税が課税していない人 【内容】 月額 4,000円	◆在宅のみ 【対象】 1～3級の手帳所持者で、市内に居住する 20歳未満の人、あるいは 20歳以上 65歳未満の人で、個人市町村民税が課税していない人 【内容】 月額 4,000円
18	茅ヶ崎市	※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】 20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】 26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】 20歳未満で別表の一定基準 【内容】 14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】 1級 【内容】 2,500円 【対象】 2級 【内容】 1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く	※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】 20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】 26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】 20歳未満で別表の一定基準 【内容】 14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】 IQ35以下または IQ50以下かつ身体 3級 【内容】 2,500円 【対象】 IQ40以下または IQ50以下かつ身体 4級 【内容】 1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く	※在宅のみ ◆特別障害者手当 【対象】 20歳以上で一定基準 ※医師の診断書が必要な場合有 【内容】 26,440円 ◆障害児福祉手当 【対象】 20歳未満で別表の一定基準 【内容】 14,880円 ◆茅ヶ崎市重度障害者福祉手当 【対象】 1, 2級または 3級かつ IQ50以下【内容】 2,500円 【対象】 3級または 4級かつ IQ50以下 【内容】 1,500円 ※ただし、特別障害者手当、障害児手当、経過的福祉手当の受給者は除く
19	秦野市	◆在宅のみ 【対象】 1級 【内容】 35,000円 【対象】 2級 【内容】 30,000円 ※条件あり	◆在宅のみ 【対象】 IQ35以下、身体障害者手帳 3, 4級で IQ50以下 【内容】 35,000円 【対象】 IQ50以下、身体障害者手帳 5, 6級で IQ70以下 【内容】 30,000円 ※条件あり	◆在宅のみ 【対象】 1, 2級、身体障害者手帳 3, 4級で IQ50以下 【内容】 35,000円 【対象】 3, 4級、身体障害者手帳 5, 6級で IQ70以下 【内容】 30,000円 ※条件あり

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
20	伊勢原市	◆在宅（入院も含む） 【対象】1級 【内容】25,000円 【対象】2級 【内容】17,000円 ※入所は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】IQ35以下（A1A2） 【内容】25,000円 【対象】IQ50以下（B1） 【内容】17,000円 【対象】IQ70以下（B2） 【内容】9,000円 ※入所は対象外	◆在宅（入院も含む） 【対象】1級2級 【内容】25,000円 【対象】3、4級 【内容】17,000円 【対象】5、6級 【内容】9,000円 ※入所は対象外
21	寒川町	◆在宅のみ 【対象】①2級以上および身体障害者手帳2級以上かつ知的指数35以下 【内容】①20,000円 【対象】②2級以上 【内容】②17,000円	◆在宅のみ 【対象】①IQ35以下で身体障害者手帳1、2級または精神障害者手帳1、2級 【内容】①20,000円 【対象】②IQ35以下療育手帳A 【内容】②17,000円 【対象】③IQ50以下で身体手帳4級 【内容】③10,000円	◆在宅のみ 【対象】1、2級 【内容】17,000円 【対象】3級 【内容】10,000円
23	二宮町	◆在宅のみ 【対象】1級 【内容】年額7,000円 【対象】2級 【内容】年額5,000円 【対象】3級 【内容】年額3,500円	◆在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額7,000円 【対象】B1 【内容】年額5,000円 【対象】B2 【内容】年額3,500円	◆在宅のみ 【対象】1、2級 【内容】年額7,000円 【対象】3、4級 【内容】年額5,000円 【対象】5、6級 【内容】年額3,500円
24	南足柄市	◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体1、2級、精神1級の複数手帳所持者または障害児福祉手当・特別障害者手当受給者 *65歳未満 【内容】12,000円	◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体1、2級、精神1級の複数手帳所持者または障害児福祉手当・特別障害者手当受給者 *65歳未満 【内容】12,000円	◆在宅のみ 【対象】A1、A2、身体1、2級、精神1級の複数手帳所持者または障害児福祉手当・特別障害者手当受給者 *65歳未満 【内容】12,000円
25	中井町	無	【対象】A2以上 【内容】自己負担分を助成	【対象】2級以上、3級かつIQ50以下 【内容】自己負担分を助成
26	大井町	無	◆在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額12,000円	◆在宅のみ 【対象】1、2級 【内容】年額12,000円
29	開成町	無	◆重度障害者年金 ※在宅のみ 【対象】A1、A2 【内容】年額12,000円	◆重度障害者年金 ※在宅のみ 【対象】1、2級または3級かつIQ50以下 【内容】年額12,000円
30	小田原市	◆在宅のみ 【対象】1、2級で20歳以上の保護者 【内容】月額2,000円	◆在宅のみ 【対象】A1、A2、B1で20歳以上の保護者 【内容】月額2,000円	◆在宅のみ 【対象】1～4級で20歳以上の保護者 【内容】月額2,000円
31	箱根町	無	◆在宅、入院、入所共通 【対象】療育手帳IQ40以下、IQ50以下かつ身体4級（1年以上の住民登録要） 【内容】年額7,000円	◆在宅、入院、入所共通 【対象】1～3級、4級かつ療育手帳IQ50以下（1年以上の住民登録要） 【内容】年額7,000円

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
32	真鶴町	無	◆在宅のみ 【対象】 IQ35 以下（1年以上の住民登録要） 【内容】 年1回（12月）に5,000円支給	◆在宅のみ 【対象】 1、2級（1年以上の住民登録要） 【内容】 年1回（12月）に5,000円支給

(3) 通所交通費助成

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	【対象】 市内に居住する15歳以上の居住者 【内容】 地域作業所等の通所施設または精神科デイケアに通所の際に要した本人および送迎介所者の交通費を助成	無	無
2	川崎市	有 ※ただし手帳所持に基づかず支給	無	無
3	横須賀市	【対象】 障害者施設（作業所含む）通所者 【内容】 公共交通機関交通費全額（ただし、自家用車2,000円/月）	【対象】 障害者施設（作業所含む）通所者 【内容】 公共交通機関交通費全額（ただし、自家用車2,000円/月）	【対象】 障害者施設（作業所含む）通所者 【内容】 公共交通機関交通費全額（ただし、自家用車2,000円/月）
4	鎌倉市	社会福祉施設に通所するものに支給	社会福祉施設に通所するものに支給	社会福祉施設に通所するものに支給
5	逗子市	【対象】 通園施設、援護施設、その他に通園通所する児者が対象。 ※ただし、手帳を持っていない精神通院受給者証所持者も対象	【対象】 通園施設、援護施設、その他に通園通所する児者が対象	【対象】 身体障害者更生援護施設に通所する児者
6	三浦市	【対象】 社会福祉施設通所者 【内容】 訓練等のため地域作業所に通所した人に交通費を補助	【対象】 社会福祉施設通所者 【内容】 訓練等のため地域作業所に通所した人に交通費を補助	【対象】 社会福祉施設通所者 【内容】 訓練等のため地域作業所に通所した人に交通費を補助
7	葉山町	【対象】 ・ 障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または同法附則に定める旧法指定施設の支給決定を受けている人で、当該サービス提供事業所に現に通所している人 ・ その他、町長が認める施設において作業を行うため、現に通所している人 【内容】 最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費	【対象】 ・ 障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または同法附則に定める旧法指定施設の支給決定を受けている人で、当該サービス提供事業所に現に通所している人 ・ その他、町長が認める施設において作業を行うため、現に通所している人 【内容】 最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費	【対象】 ・ 障害者自立支援法における生活介護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援または同法附則に定める旧法指定施設の支給決定を受けている人で、当該サービス提供事業所に現に通所している人 ・ その他、町長が認める施設において作業を行うため、現に通所している人 【内容】 最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
8	相模原市	【内容】施設等への通所に要した交通費の2分の1を支給 ※精神のみバス利用の場合は全額助成。ただし手帳のサービスではない	【内容】施設等への通所に要した交通費の2分の1を支給	【内容】施設等への通所に要した交通費の2分の1を支給
9	厚木市	【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成 施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成 自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成（自己の運転に限る） 介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成 ※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない	【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成 施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成 自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成（自己の運転に限る） 介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成 ※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない	【対象】厚木市に在住若しくは市の支援対象者 【内容】電車・バス⇒3分の2の額を助成 施設有料送迎⇒実額の3分の2の額を助成 自家用車⇒10km未満は日額100円、10km以上は日額200円を助成（自己の運転に限る） 介護タクシー⇒10km未満は日額100円、10km以上日額200円を助成 ※それぞれ上限等あり、手帳を要件としない
10	大和市	有 ※ただし手帳所持に基づかず支給	有 ※ただし手帳所持に基づかず支給	有 ※ただし手帳所持に基づかず支給
11	海老名市	【対象】施設通所および地域作業所通所者 【内容】1月の定期額を上限とする	【対象】旧法および新法施設、または地域作業所通所者 【内容】月額5,000円を上限とする	【対象】旧法および新法施設、または地域作業所通所者 【内容】月額5,000円を上限とする
12	座間市	有	有	有
13	綾瀬市	【対象】規定する障害者施設に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費分を定期代を上限とし助成	【対象】規定する障害者施設に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費分を定期代を上限とし助成	【対象】規定する障害者施設に通所する人 【内容】通所に要した交通費実費分を定期代を上限とし助成
14	愛川町	【対象】愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人 【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費（バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成）	【対象】愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人 【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費（バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成）	【対象】①愛川町が障害福祉サービスの支給決定を行った人であって、当該施設に通所している人。②愛川町に住所を有し障害者地域作業所に通所している人 【内容】最も経済的な通常の経路及び方法により算出した交通費（バス運賃、鉄道運賃、自動車等の使用距離によって定めた距離を通所日数に応じて助成）
15	清川村	【対象】精神障害者地域作業所に通院している人 【内容】交通費の実費を助成	【対象】社会福祉施設に通所する人 【内容】通所に要した交通費の2/3	【対象】社会福祉施設に通所する人 【内容】通所に要した交通費の2/3
16	平塚市	*助成制度はあるが、手帳所持を要件としていない	*助成制度はあるが、手帳所持を要件としていない	*助成制度はあるが、手帳所持を要件としていない

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
17	藤沢市	【対象】 規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】 通所に要した交通費実費分を定期代を上限として助成。ただし、次の場合は除く。自動車等を利用している方のうち施設等への直線距離が1km未満の方。生活保護受給者。施設の無料送迎を受けている人	【対象】 規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】 通所に要した交通費実費分を定期代を上限として助成。ただし、次の場合は除く。自動車等を利用している方のうち施設等への直線距離が1km未満の方。生活保護受給者。施設の無料送迎を受けている人	【対象】 規定する障がい者施設等に通所する人 【内容】 通所に要した交通費実費分を定期代を上限として助成。ただし、次の場合は除く。自動車等を利用している方のうち施設等への直線距離が1km未満の方。生活保護受給者。施設の無料送迎を受けている人
18	茅ヶ崎市	【対象】 市内在住で福祉施設に通所※手帳所持を要件としない 【内容】 交通費実費と定期運賃の低い方の額を支給。(自転車、自家用車の送迎の場合は100円/日を支給)	【対象】 市内在住で福祉施設に通所※手帳所持を要件としない 【内容】 交通費実費と定期運賃の低い方の額を支給。(自転車、自家用車の送迎の場合は100円/日を支給)	【対象】 市内在住で福祉施設に通所※手帳所持を要件としない 【内容】 交通費実費と定期運賃の低い方の額を支給。(自転車、自家用車の送迎の場合は100円/日を支給)
19	秦野市	【内容】 上限1か月の定期代	【内容】 上限1か月の定期代	【内容】 上限1か月の定期代
20	伊勢原市	【公共交通機関利用】 交通費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担 【自家用車利用】 5km未満は日額100円の9割、5km以上10km未満は日額150円の9割、10km以上は日額200円の9割	【公共交通機関利用】 交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担 【自家用車利用】 5km未満は日額100円の9割5km以上10km未満は日額150円の9割、10km以上は日額200円の9割	【公共交通機関利用】 交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成。割引運賃が適用となる公共交通機関の場合8割。ただし、割引運賃が適用とならないバスや小田急線等を利用した場合は9割負担 【自家用車利用】 5km未満は日額100円の9割5km以上10km未満は日額150円の9割、10km以上は日額200円の9割
21	寒川町	【内容】 交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成	【内容】 交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成	【内容】 交通費実費と定期運賃を比較して低い方の交通費を助成
22	大磯町	【内容】 通所に要した運賃の1/2、自家用車等を使用する場合、距離に応じた額を助成、ただし、月12日以上使用した場合のみ	【内容】 通所に要した運賃の1/2、自家用車等を使用する場合、距離に応じた額を助成、ただし、月12日以上使用した場合のみ	【内容】 通所に要した運賃の1/2、自家用車等を使用する場合、距離に応じた額を助成、ただし、月12日以上使用した場合のみ
23	二宮町	【内容】 通所に要する定期券の額または1回の往復運賃×所要日数(少ない方)	【内容】 通所に要する定期券の額の1/2の額または1回の往復運賃×所要日数の1/2の額(少ない方)	【内容】 通所に要する定期券の額の1/2の額または1回の往復運賃×所要日数の1/2の額(少ない方)
24	南足柄市	【対象】 精神障害者 【内容】 運賃の額に相当する額などの1/2の額 *対象施設は、旧法施設、作業所	【対象】 手帳所持者 【内容】 運賃の額に相当する額などの1/2の額 *対象施設は、旧法施設、作業所	【対象】 手帳所持者 【内容】 運賃の額に相当する額などの1/2の額 *対象施設は、旧法施設、作業所
25	中井町	【内容】 公共交通利用の場合は実費の1/2、自家用車距離に応じて(5km未満;2,000円、5以上~10km未満;3,000円、10km以上;5,000円)	【内容】 公共交通利用の場合は実費の1/2、自家用車距離に応じて(5km未満;2,000円、5以上~10km未満;3,000円、10km以上;5,000円)	【内容】 公共交通利用の場合は実費の1/2、自家用車距離に応じて(5km未満;2,000円、5以上~10km未満;3,000円、10km以上;5,000円)
26	大井町	【内容】 交通費(定期券額)の半額支給	【内容】 交通費(定期券額)の半額支給	【内容】 交通費(定期券額)の半額支給

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
27	松田町	◆障害者施設通所交通費助成事業 【対象】精神障害者社会復帰施設、障害者地域作業所に通所している人 【内容】施設に通所する際の交通費を半額支給	◆障害者施設通所交通費助成事業 【対象】知的障害者施設、障害者地域作業所に通所している人 【内容】施設に通所する際の交通費を半額支給	無
28	山北町	要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している	要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している	要綱に定める対象施設に通所している場合、助成している
29	開成町	要項に定める対象施設に通所している場合、助成している	要項に定める対象施設に通所している場合、助成している	要項に定める対象施設に通所している場合、助成している
30	小田原市	【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通所した際にかかった交通費の実費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援事業実施要綱の規定による	【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通所した際にかかった交通費の実費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援事業実施要綱の規定による	【対象】手帳所持者または自立支援医療受給者証所持者 【内容】対象となる通所施設へ通所した際にかかった交通費の実費相当額を助成 *小田原市障害者地域生活支援事業実施要綱の規定による
31	箱根町	【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成	【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成	【対象】更生または社会復帰のための施設に通所する人 【内容】全額助成
32	真鶴町	【対象】作業所等の社会復帰施設に通所している場合 【内容】全額助成	無	無
33	湯河原町	【対象】作業所等の社会復帰施設に通所している場合 【内容】全額助成	社会福祉協議会に助成制度あり	無

4. その他の市町村独自サービス

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
1	横浜市	無	無	◆自立支援医療費の助成 所得に応じた限度額あり
3	横須賀市	◆雇用奨励金 【内容】雇用促進、就労定着を目的とし、3か月以上雇用する事業主に対し支給	◆雇用奨励金 【内容】雇用促進、就労定着を目的とし、3か月以上雇用する事業主に対し支給	◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補助
5	逗子市	◆雇用報償金 【内容】雇用促進、就労定着を目的とし、3か月以上雇用する事業主に対し支給	◆雇用報償金 【内容】雇用促進、就労定着を目的とし、3か月以上雇用する事業主に対し支給	◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補助

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
7	葉山町	<p>◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費</p>	<p>◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費</p>	<p>◆施設入所者の帰宅訓練 【対象】町内在住で住民登録のある心身障害者または心身障害者を扶養している保護者 【内容】最も経済的な経路で通所した公共交通機関利用に要した費用、または施設等有償で行う送迎の実費</p>
8	相模原市	<p>◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ）</p>	<p>◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ） ◆就労支度金の給付 【対象】自立訓練、就労移行支援、旧法身体障害施設訓練を終了し就業等をしたもの 【内容】就職支援金36,000円を支給</p>	<p>◆宿泊施設利用料の助成 【対象】手帳所持者 【内容】宿泊施設を利用した場合に3,000円を助成（年1回、1泊分のみ） ◆就労支度金の給付 【対象】自立訓練、就労移行支援、旧法身体障害施設訓練を終了し就業等をしたもの 【内容】就職支援金36,000円を支給</p>
10	大和市	<p>◆65歳未満者への紙おむつ支給 【対象】就学年齢以上の1級の者（ただし、在宅で紙おむつを常時使用していること）</p>	<p>◆65歳未満者への紙おむつ支給 【対象】就学年齢以上のA1の者（ただし、在宅で紙おむつを常時使用していること）</p>	<p>◆65歳未満者への紙おむつ支給 【対象】3歳以上の1、2級の者（ただし、在宅で紙おむつを常時使用していること）</p>
11	海老名市	無	無	<p>◆就労支度金の給付 【対象】旧法施設および就労移行施設、就労継続施設支給決定者のうち、就職または自営により退所する方 【内容】36,000円</p>
14	愛川町	<p>◆手帳診断書料金の助成 手帳取得者について新規申請のみ助成（上限7,000円） ※平成22年3月をもって廃止</p>	無	<p>◆手帳診断書料の助成 手帳取得者について新規申請のみ助成（上限7,000円） ※平成22年3月をもって廃止</p>
15	清川村	<p>◆手帳診断書料金の助成 限度額8,000円</p>	<p>◆手帳診断書料金の助成 限度額8,000円</p>	<p>◆手帳診断書料金の助成 限度額8,000円 ◆通院交通費の助成 【対象】透析療法のため通院している方 【内容】3,000円のバスカードを12枚を限度に交付</p>
18	茅ヶ崎市	無	無	<p>◆自動車改造費の助成 【対象】下肢、体幹の重度障害かつ低所得世帯 【内容】上限100,000円 ◆自動車運転免許所得助成 【対象】上肢機能障害1級、下肢、体幹、内部障害4級以上 【内容】教習費の2/3で上限100,000円 ◆身体障害者訪問入浴サービス 【対象】肢体不自由1、2級で在宅介護 【内容】1回/週</p>

No.	市町村名	精神保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳
19	秦野市	◆障害者給食サービス 【対象】1～3級 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達	◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達	◆障害者給食サービス 【対象】重度 【内容】秦野市内に居住し、日常の食生活に困っている在宅障害者に定期的に食事を配達
20	伊勢原市	無	無	◆自動車改造費助成 ◆自動車運転免許取得費用の補助
24	南足柄市	◆手帳診断書料金の助成 市民税非課税世帯について上限4,000円	無	◆手帳診断書料金の助成 市民税非課税世帯について上限4,000円
25	中井町	◆手帳診断書料金の助成 上限5,000円	無	◆手帳診断書料金の助成 上限5,000円
27	松田町	無	無	◆自動車改造費の助成 【対象】手帳保持者 【内容】所得制限有
29	開成町	無	無	◆自動車改造費の助成 【対象】手帳保持者（重度の肢体不自由者又は体幹・機能障害者） 【内容】所得制限有 ◆身体障害児訪問入浴サービス 【対象】手帳1、2級 【内容】1回/週 ◆紙オムツの助成 【対象】町内に1年以上居住している常時介護が必要な者 ①介護保険の要介護認定区分が要介護4または5 ②身体障害手帳（肢体不自由）が1級または2級 ※ただし施設入所者や病院入院者は対象外
30	小田原市	◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得により社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費用の2/3（上限額10万円） ◆就職支度金の給付 【対象】1、2級 【内容】就職し、6か月以上雇用見込みのある者に対して2万円	◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得により社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費用の2/3（上限額10万円） ◆就職支度金の給付 【対象】手帳所持者 【内容】就職し、6か月以上雇用見込みのある者に対して2万円	◆免許取得に関する助成 【対象】手帳所持者で免許取得により社会参加が見込まれる者 【内容】免許取得に直接要した費用の2/3（上限額10万円） ◆就職支度金の給付 【対象】1～4級 【内容】就職し、6か月以上雇用見込みのある者に対して2万円
31	箱根町	無	無	◆手帳診断書料金の助成 新規、障がい名追加、等級変更の申請者について全額助成

おわりに

今回、調査の企画と、準備を主に担った本協会精神保健医療福祉委員会（2008～2009年度）では、障害者手帳制度のあり方に関してさまざまな角度から議論を積み重ねてきた。主な論点は以下、1）他の障害者手帳に比べて受けられるサービスの少ない精神障害者保健福祉手帳制度によるサービス拡充を求めていくことは必要であるが、他の障害者手帳制度との整合性を求めるだけでなく、障害者手帳制度そのもののあり方に関する検討の必要性、2）障害年金や障害者自立支援法など手帳制度以外の障害福祉に関する制度との関連も視野に入れた検討の必要性、3）さらには、障害のある人の生活が支えられるためには、所得保障や雇用政策、住宅政策など幅広い社会保障制度の拡充が必要であり、障害福祉に特化しないことの確認や検討の必要性、など3点であった。委員会の議論を通して、精神障害者保健福祉手帳制度を入口に幅広く考えられる機会がもてた。

障害者手帳制度は、さまざまな支援やサービスを受ける際の入口としては機能するが、障害の概念や判定基準について個別に必要な支援の状況が必ずしも反映されないことや、障害年金制度の判定基準との整合性に関する課題など多い。手帳制度によるサービスの拡大や交付件数の増加に伴う財源など限界もある。他の福祉制度の拡充も図りつつ、障害者手帳制度の特徴を生かした支援やサービスが受けられるように考えることが重要である。

諸外国では、障害者ゆえに割引をするという

考え方ではなく、障害の有無にかかわらず日常生活に関するさまざまな環境を整えたうえで、さらに必要なサービスを個別に受けられる仕組みがあると聞く。たとえば、ドイツなどでは、失業状態にある人に対して住居や生活費、職業訓練が保障されるなどの仕組みがあり、障害の有無にかかわらず国民の生活を支えているなどである。

このように見たとき、国民生活にとって必要な社会保障制度の拡充のうえに、それぞれの障害に配慮した制度でさらに補うという視点が、今後ますます重要になってくるのではないだろうか。委員会での議論や今回の調査を通して、障害者手帳制度は、障害に特化した制度の一つにしか過ぎないものであるとの位置づけを改めて確認することとなった。

国民の誰もが障害を負う可能性があり、障害を負ったとしても安心して生活できる状況を作っていくことが必要である。障害のある人の生活を支えるだけでなく、誰もがより豊かに生活できるような制度が拡充していくことを願わずにはおれない。今回の調査は、障害者手帳制度の現状を明らかにする目的で実施したが、精神障害者保健福祉手帳制度の拡充を求めだけでなく、障害者手帳制度そのものや、それ以外の生活支援に関する既存の各種制度もしくは今後必要と思われる制度等について、視野を広げて考えていく際の一つの材料になれば幸いである。

社団法人日本精神保健福祉士協会

精神保健医療福祉委員会 委員長 白石直己

精神保健福祉部 精神保健医療福祉委員会

(2010年3月31日現在)

- 部 長 小関 清之 (木の実町診療所／山形県支部)
委員長 白石 直己 (やどかりの里援護寮／埼玉県支部)
委 員 池田 千穂 (静岡県中部健康福祉センター／静岡県支部)
委 員 井上 大輔 (丹沢病院／神奈川県支部)
委 員 尾上 義和 (神奈川県支部)
委 員 菅野 直樹 (福島赤十字病院／福島県支部)
委 員 澤野 文彦 (沼津中央病院／静岡県支部)
委 員 鈴木 篤史 (杉戸町障がい者就労支援センター／埼玉県支部)
委 員 西村 由紀 (メンタルケア協議会／東京都支部)

「障害者手帳に基づく福祉サービスに関するモデル調査」
報告書

2010年3月31日発行

編集●社団法人日本精神保健福祉士協会
精神保健福祉部 精神保健医療福祉委員会

発行●社団法人日本精神保健福祉士協会
〒160-0015 東京都新宿区大京町23番地3 四谷オーキッドビル7階
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993

●神奈川県精神保健福祉士協会
〒233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷2丁目5番2号
神奈川県精神保健福祉センター内
TEL・FAX. 045-821-5354